令和5年11月15日 スポーツ推進部 みどり33推進担当部

## 上用賀公園拡張事業に係る事業手法について

## 1 主旨

上用賀公園拡張事業(以下「本事業」という。)については、世田谷区公共施設等総合管理計画に基づき、民間のノウハウや発想力を活用し、限られた財源で施設機能・サービスの向上を図るため、本事業の事業手法について、令和5年5月に庁内関係所管等から構成する PPP 及び PFI 導入検討会(以下「庁内検討会」という。)を設置し、検討を行ってきた。検討に際し、民間活力導入可能性調査を実施し、事業者に対し、サウンディング型市場調査でアンケート及びヒアリング調査等を実施した。今般、調査結果を踏まえ、庁内検討会で、本事業の事業手法を DBO 方式を採用することを取りまとめた。この結果を受け、事業手法の選定にあたっての視点等を踏まえ、本事業の事業手法を DBO 方式とすることを決定したので、報告する。

#### 2 これまでの経緯

	土小平	
平成28年度	3月	上用賀公園拡張整備基本構想の策定
令和元年度	3月	(仮称)上用賀公園施設整備事業基本構想の策定
令和5年度	5月	<ul><li>上用賀公園拡張事業基本計画(素案)策定</li></ul>
		・第1回庁内検討会
		サウンディング型市場調査(アンケート調査)の質問項目及び内
		容について検討
	6月	・アンケート調査 実施
	7月	・第2回庁内検討会
		アンケート調査に基づき、ヒアリング調査の対象事業者及びヒア
		リング内容について検討
		・ヒアリング調査 実施
	9月	<ul><li>上用賀公園拡張事業基本計画(案)策定</li></ul>
		<ul><li>第3回庁内検討会</li></ul>
		ヒアリング調査及び定性評価に基づき、事業手法及び今後の課
		題、区の対応方針について検討・整理
	10月	<ul><li>第4回庁内検討会</li></ul>
		サウンディング型市場調査の結果に基づき事業手法の総合評価
		に基づいた事業手法の決定

## 3 民間活力導入可能性調査結果

別紙1 民間活力導入可能性調査結果報告書 概要版のとおり

別紙2 民間活力導入可能性調査結果報告書のとおり

#### 4 民間活力導入可能性調査結果における事業手法の総合評価

## (1) 定性評価

・「施設整備への民間ノウハウの導入」及び「サービス水準の向上」の評価項目では施設整備から維持管理・運営までを包括的に実施できることにより民間事業者のノウハウ・創意工夫が発揮できるなどから DBO 方式・PFI 手法 (BTO 方式) が従来手法等と比較し優位であることを確認した。

	事業手法	1	2	3	4	5	6
定	性評価*1	従来手法	指定管理者 制度	指定管理者制 度+P-PFI	DB+0 方式	DBO 方式	PFI 手法 (BTO 方式)
A	区や区民ニーズへ の柔軟な対応		0	0	0	0	0
В	施設整備への 民間ノウハウの導入		0	0	0	0	0
С	サービス水準の向上		0	0	0	0	0
D	スポーツ機能と公園 機能の効率的運営	_	0	0	0	0	0
Е	地元企業の参画※2		0	0	0	0	0
F	区の防災拠点としての 活用		0	0	0	0	0

※1:◎:従来手法と比較して優位、○: "同程度

※2: 想定される参画形態: 代表企業: SPC への出資を行いコンソーシアムの代表となる企業、構成企業: SPC への出資を行う企業、協力企業: SPC への出資は行わず SPC から直接業務を請負又は受注する企業

- ・「区や区民ニーズへの柔軟な対応」については、DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) と比べ、 従来手法では分割発注及び仕様発注のため、区や区民ニーズは反映させやすいが、DBO 方式 及び PFI 手法 (BTO 方式) においても、整備において、意見反映を行う範囲を予め要求水準 書で規定する、供用後の施設の維持管理運営については、類似事例やノウハウを多く有していることから実現が可能であることを確認した。
- ・「地元企業の参画」については地元企業の参画を加点評価対象とする等発注条件を工夫する ことにより、DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) における課題の解消が期待できることを確 認した。
- ・「スポーツ機能と公園機能の効率的運営」では、DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) において、維持管理・運営する企業が設計・建設企業とともに整備するため、より効率的、効果的な運営が期待できることを確認した。
- ・「区の防災拠点としての活用」は DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) でも要求水準書や指定 管理者と締結する基本協定において明確に規定するほか、事業者と災害時協力協定を締結す ることで、上用賀公園拡張事業基本計画 (案) に記載されている「導入を想定する防災機能」 の内容について区が主導し、防災拠点としての利用が可能であることを確認した。

なお、世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインにおいても、災害時の対応として以下のとおり標準協定書に定めている。

(災害時における役割)

第25条 世田谷区地域防災計画に基づき、災害時において本施設を防災拠点として設置した場合は、指定管理者は区の指示に従わなければならない。

## (2) 定量評価

本事業基本計画案に示した概算事業費及び区内類似スポーツ施設の維持管理費等を参考に、事業期間中の事業収支のシミュレーションを行い、DBO 方式または PFI 手法 (BTO 方式)で本事業を実施した場合の区の財政負担額を算出した。なお、スポーツ施設の利用料金収入については、従来手法と変わりないものとして設定した。

## ・VFM 算定の前提条件※1

対象ケース	従来手法、DBO 方式、PFI 手法(BTO 方式)				
	従来手法	設計・建設:7 年間(R6 年度~R12 年度) 維持管理・運営:20 年間			
事業期間	DBO 方式 PFI 手法 (BTO 方式)	設計・建設:5 年間(R8 年度~R12 年度) 維持管理・運営:20 年間			
	従来手法	初期投資費:10, 716, 365 千円 維持管理・運営費:300, 417 千円/年 想定利用料収入:54, 545 千円/年			
事業費	DBO 方式 PFI 手法 (BTO 方式)	初期投資費:10,441,396 千円 維持管理・運営費:292,761 千円/年 (従来手法の事業費に削減率 <sup>※2</sup> を乗じて算定) 想定利用料収入:54,545 千円/年			
資金調達(初期投資費)	従来手法	国費: 2, 875, 257 千円 都市計画交付金: 418, 681 千円 起債: 4, 702, 726 千円 基金: 1, 272, 728 千円 一般財源: 1, 446, 973 千円			
<ul><li>※起債及び基金は、 事業費、国・都の補助 金の状況、設計等の</li></ul>	補助 DBO 方式	国費: 2, 875, 257 千円 都市計画交付金: 332, 230 千円 起債: 4, 580, 000 千円 基金: 1, 272, 727 千円 一般財源: 1, 381, 182 千円			
変更に伴い、変動す る見込みである。	PFI 手法 (BTO 方式)	国費: 2,875,257 千円 都市計画交付金: 0 千円 起債: 4,826,364 千円 基金: 1,363,635 千円 ※一般財源相当分(1,376,140 千円)を民間事業者が資金調 達する			
起債金利	1.0%				
民間調達金利	1.5% (PFI 手法 (BTO 方式) において一般財源相当分を民間事業者が調達)				
割引率	0.34% (現在価値化に使用)				

※1:いずれも消費税抜きの金額

※2:サウンディング型市場調査において民間事業者から回答のあった削減率の平均値を用いた

・VFM 算定結果 税抜(千円)

VI MI <del>外</del> 人L/II	7217			1)LIX (111)
項目		従来方式	DBO 方式	PFI 手法 (BTO 方式)
	交付金	3, 293, 938	3, 207, 487	2, 875, 257
	起債(元本)	4, 702, 726	4, 580, 000	4, 826, 364
	起債(利息)	505, 543	492, 351	518, 834
①建設費割賦分 負担総額	一般財源+基金	2, 719, 701	2, 683, 909	1, 363, 635
<b>身担</b> 秘領	SPC 借入(元本)	0	0	1, 451, 140
	SPC 借入(利息)	0	0	231, 237
	小計	11, 221, 908	10, 963, 747	11, 266, 467
②維持管理・運営	的費分等負担総額	6, 150, 274	4, 952, 145	4, 952, 145
③その他経費(コ	③その他経費(コンサルタントフィー)		182, 950	182, 950
歳出小計		17, 372, 182	16, 098, 842	16, 401, 562
④利用料金収入		-1, 090, 900	0	0
⑤交付金		-3, 293, 938	-3, 207, 487	-2, 875, 257
⑥区税収入(SPC	法人都民税より按分)	0	-3, 768	-3, 768
歳入小計		-4, 384, 838	-3, 211, 255	-2, 879, 025
公共負担総額(単純合計)		12, 987, 344	12, 887, 587	13, 522, 537
" (現在価値)		12, 671, 587	12, 571, 920	13, 142, 091
VFM (現在価値)	(千円)	_	99, 667	-470, 504
VFM (現在価値)	(%)	_	0.8%	-3.7%

VFM 算定の前提条件の事業費を VFM (現在価値) に換算した公共財政負担額と比較することにより、従来方式と比べ、DBO 方式で実施した場合には 99,667 千円 (0.8%) の削減効果を得られることを確認した。なお、PFI 手法 (BTO 方式) では、削減効果は得られなかったことを確認した。

## (3) 参画意向

ヒアリング調査で示された事業者の懸念事項について区の考え方を整理し、改めて参画意向を聞いたところ別紙1「3.サウンディング型市場調査結果概要」の「(4)追加アンケート調査結果」のとおり大半の事業者がDBO方式及びPFI手法(BTO方式)について参画意向を示した。

## (4) 総合評価

定性評価及び定量評価から、本事業の事業手法として、DBO 方式が優位であることが確認された。

## 5 区の事業手法の選定にあたっての考え方

民間活力導入可能性調査結果等を踏まえ、庁内検討会では、施設や機能の確保など施設の充実や区民にとってより魅力的な公園・スポーツ施設となるよう、事業者のノウハウを十分活かせるなどの以下の視点に基づき検討した結果、本事業の事業方式としてDBO方式を選定した。特に、本計画地は、災害時において、区の防災拠点として位置づけていることから、災害発生時には、事業者は直ちに施設利用を停止させ、利用者等の安全確認等を行う。また、本事業基本計画に示している「防災計画」を踏まえ、事業者公募時に、要求水準書において、災害時における事業者の役割を明確にしたうえで、区主導により、防災拠点としての機能を果たす。

- ●施設の運営を見越した施設整備への民間ノウハウの導入
- ●民間ノウハウを活かした利用者のサービス水準の向上
- ●スポーツ機能と公園機能の一体的運営
- ●区民ニーズへの柔軟な対応
- ●地元企業の参画
- ●区の防災拠点としての運営事業者と区の役割分担
- ●定量評価による削減効果

#### 6 上用賀公園拡張事業基本計画の確定について

本事業における事業手法の決定に伴い、上用賀公園拡張事業基本計画(案)の「第5章 施設計画」及び「第6章 事業計画」について、別紙3のとおり確定する。

## 7 今後の事業の進め方(予定)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。)および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則(平成23年内閣府令第65号)等に準じて別紙4のとおり進める。

## 8 今後のスケジュール (予定)

令和5年 12月~ 実施方針、要求水準書等の検討

令和6年 4月 (仮称)上用賀公園拡張事業 PPP 事業等審査委員会及び事業者選定委員 会設置

令和7年 2月 実施方針(案)、要求水準書(案)公表

8月 実施方針、要求水準書公表及び特定事業の選定

10月 事業者選定開始

令和8年 12月 基本契約締結

令和9年 1月~ 事業開始

令和11年度~ 公園部分一部開設

令和13年度~ 全体開設

## 1. 調査の目的

世田谷区立上用賀公園拡張事業の実施にあたり、民間事業者の持つ資金や経営能力等を活用する官民連携事業手法の導入可能性について検討する。

## 2. 事業概要

## (1) 整備対象施設(上用賀公園拡張事業基本計画(案))

施設		面積(㎡)	備考
スポーツ 機能	体育館	約 4, 100 (延床約 13, 300)	アリーナ、観覧席・通路、浴室、大規模備蓄倉庫等を想 定
	多目的広場	約 3, 000	多目的に利用できる屋外広 場を想定
公園機能	防災広場	約 3, 300	防災活動に利用できる広場 等を想定
	その他区域	敷地面積から体育館、 多目的広場、防災広場 を除いた面積	子ども達がのびのび遊べる 広場、既存樹林地等を想定
民間収益施設(カフェ等)		任意	エントランスゾーンへの整 備を想定
敷地面積台	<u></u> 計	約 31, 000	_



## (2) 事業類型 (民活手法の場合)

#### ①事業類型の区分

事業類型	概要	特徴	公共施設での 主な導入例
サービス 購入型	公共は、サービスの対価(民間事業者が行う公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に係る費用)の全てを支払う。	事業の収益性の観点から、サービス購入型のスキームとすることにより民間事業者の安定した経営が可能となる。	学校関係、庁舎、 給食センター 等
混合型	公共は、利用料金等で回収できない費用に対してサービス対価を支払う。(サービス対価=必要経費ー利用料金収入)	利用料金収入予測を踏まえた適切な条件設定とすることが重要。	スポーツ施設、 道の駅 等
独立採算型	公共は、サービスの対価を支払わ ない。	民間事業者が独立採算型で事業を行 えるほどの利用料金収入が見込める 場合に適用することが多い。	空港旅客ターミナル ビル、有料駐車場、水 族館 等

#### ②本事業で想定する事業類型

らイサス C心に 1 のサス 放王								
区分			導入施設	利用料区分※1			事業類型	
	巨刀		等八	無料	利用料金	有料	尹未規至	
設計•	公園機能		防災広場等					
建設	スポーツ	機能	体育館				サービス購入型	
			多目的広場					
維持	公園機能		防災広場等	0	_	-	サービス購入型	
管理• 運営								
理呂	スポーツ機能		アリーナ、会議室、浴室、トレ				면스피	
		ツ機能	ーニングルーム、スタジオ、駐車場等	_	0	_	混合型	
			民間収益施設*2 (体育館内の	_	_	С	独立採算型	
			レストラン、売店)			)	(本文) 本	
		多目的広場	多目的広場 (フットサル・サ	_	0	_	混合型	
			ッカー等の利用)				龙口王	
エントランスゾーン内の								
	ランヘリー 益施設 <sup>※3</sup>	ーン内の	カフェ、レストラン、売店等	_	_	0	独立採算型	
					1			

- ※1:【無料】防災広場等利用料金が生じないもの、【利用料金】利用料金制を導入し利用者から公共施設の利用料金を収受するもの(利用料金は指定管理者の収入)、【有料】民間収益施設の利用等で料金が生じるもの(料金は民間事業者の収入)
- ※2:レストラン等の面積に応じ条例に基づく使用料を区に支払った上で実施する場合
- ※3:設置管理許可、Park-PFI(都市公園において、飲食店や売店等の公募対象公園施設の設置とその施設から生じる収益 を活用して、その周辺の園路等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備等を一体的に行う民間事業者を 公募により選定する制度)等により施設整備を含め民間事業者負担で実施する場合

## (3) サウンディングにあたってのその他事業条件

事業期間	設計・建設:5 年間 維持管理・運営:20 年間	体育館及び多目的広場における利用料収入
概算事業費	初期投資費:約 110 億円 維持管理・運営費:約 3.3 億円(年間)	体育館及び多百的広場における利用科収入     の考え方   ・区からの指定管理料
想定する利用料金体系	区内類似施設と同程度と想定	=必要経費-利用料金収入
想定利用料収入	約 0. 6 億円 (年間)	
収益事業の実施	設置管理許可又は Park-PFI による	体育館内レストラン等及び体育館とは別棟 のカフェ等 ・事業者の独立採算によることを想定

## 3. サウンディング型市場調査結果概要

## (1) 調査事項

1. 官民連携事業の実績	体育館又は公園などの施設での官民連携手法による事業実績
2. 設計・建設業務について	設計・建設業務の削減率、設計・建設期間、想定する区内事業者の参画・活用方法 等
3. 維持管理・運営業務 について	維持管理・運営業務の削減率、災害発生時における行政への協力等の取り組み実績、想定する 区内事業者の参画・活用方法 等
4. 施設運営について	想定する年間利用人数・利用料金収入、想定する自主事業・自主事業収入 等
5. 民間収益施設について	民間収益施設(体育館内・別棟)の運営可能性 等
6. Park-PFI 手法の導入 について	指定管理者制度 + Park-PFI の実現可能性、Park-PFI 手法により民間収益施設を設置する場合の想定する特定公園施設内容 等
7. 事業手法について	望ましい事業手法、SPC 設立に対する意向、事業期間、必要な提案書作成期間 等
8. 参画意向について	本事業への参画意向、参画する場合の想定する担当業務・組織形態 等

## (2) アンケート調査 17事業者19社から回答(うち2事業者はグループでの参加)

本事業への参画意向	積極的に参加したい(8事業者)、参加したい(8事業者)と回答者の9割以上が参画意向を示している。
望ましい事業手法	PFI (13 事業者)、DBO (8 事業者)、従来(指定管理+Park-PFI) (7 事業者)、DB+0 (5 事業者)、従来(指定管理制度) (4 事業者) の順で多い。

## (3) ヒアリング調査 16事業者18社から回答(うち2事業者はグループでの参加)

望ましい事業スキーム・事業範囲	<ul> <li>・コスト縮減を前提とする場合には民活手法が望ましいとの意見が得られた。</li> <li>・また上記の理由として、民活手法であれば建設工事の体制構築が可能(従来手法では困難)を挙げる参加者があった。</li> <li>・収益事業の実施は必須ではなく任意とすることが望ましいとの意見が得られた。(特に体育館内の収益施設)</li> </ul>
コスト縮減の可能性	・詳細な事業条件が示されないと具体的な回答は困難としたうえで、性能発注、提案の自由度の確保、運営の視点を反映した施設整備、人員配置要件の緩和等の条件が満たされる場合にはコスト縮減の可能性があるとの意見が得られた。
不調リスクを避ける 工夫	・事業者募集段階を含めた継続的な官民対話の実施、適切な予算や対価改定方法の設定、 提案の自由度の確保、提案書作成期間の確保等が意見として得られた。

## (4) 追加アンケート調査結果 18事業者20社から回答(うち2事業者はグループでの参加)

区の考え方を踏まえた本事業への参画意向について

#### 【DBO 方式を採用する場合】

・積極的に参加したい(11 事業者)、参加したい(4 事業者)と回答者の8割以上が参画意向を示している一方、参加は難しい(2 事業者)との回答も得られた。

【PFI 手法(BTO 方式)を採用する場合】

・積極的に参加したい(12事業者)、参加したい(5事業者)と回答した全事業者が参画意向を示している

## (5) 設計・建設に関する追加アンケート調査 建設事業者8事業者から回答

官民連携手法を導入した場合の工事スケジュールについて、建設業における働き方改革や計画地周辺環境に対する配慮などを考慮すると、現時点での想定よりも余裕のある設計・建設期間が必要であるとの意見が得られた。

## 4. 事業方式に係る定性評価

## (1) 事業方式に係る定性評価

	事業手法	1	2	3	4	5	6
定性評価**1		従来手法	指定管理者 制度	指定管理者制 度+P-PFI	DB+0 方式	DBO 方式	PFI 手法 (BTO 方式)
A	区や区民ニーズへ の柔軟な対応		0	0	0	0	0
В	施設整備への 民間ノウハウの導入		0	0	0	0	0
С	サービス水準の向上		0	0	0	0	0
D	スポーツ機能と公園 機能の効率的運営	_	0	0	0	0	0
Е	地元企業の参画※2		0	0	0	0	0
F	区の防災拠点としての 活用		0	0	0	0	0

※1:◎:従来手法と比較して優位、○:"同程度

※2: 想定される参画形態:代表企業: SPC への出資を行いコンソーシアムの代表となる企業、構成企業: SPC への出資を行う企業、協力企業: SPC への出資は行わず SPC から直接業務を請負又は受注する企業

## (2) 本事業における定性評価

## 【A:区や区民ニーズへの柔軟な対応】

従来手法では分割発注及び仕様発注であることから、区や区民ニーズが反映させやすい。従来手法 以外の事業手法では民間事業者が要求水準及び提案に基づき事業を実施するため、要求水準において 継続的な区及び区民ニーズの把握・反映を基本計画の内容に影響を及ぼさない一定の範囲内で規定す ることで、区や区民ニーズへの柔軟な対応が可能となる。

## 【B:施設整備への民間ノウハウの導入】

施設整備から維持管理・運営までを包括的に実施する DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) では維持管理・運営段階を想定した設計の提案や効率的な工事・調達等が可能となり、より合理的な施設整備やサービス水準の向上が期待できる。

#### 【C:サービス水準の向上】

民活手法では性能発注や業務の包括的な実施により民間事業者のノウハウ・創意工夫の発揮や複数業務間の効率的実施が図られ、業務の効率化やサービス水準の向上が期待できる。

#### 【D:スポーツ機能と公園機能の効率的運営】

DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) では維持管理・運営する企業が設計・建設企業とともに整備するため、より効率的、効果的な運営が期待できる。

## 【E:地元企業の参画】

施設整備から維持管理・運営までを包括的に実施する DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) においても、地元企業の参画を加点評価対象とする等発注条件を工夫することで参画を促すことが可能となる。

## 【F:区の防災拠点としての活用】

「区の防災拠点としての活用」は DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) でも要求水準書や指定管理者と締結する基本協定において明確に規定するほか、事業者と災害時協力協定を締結することで、上用賀公園拡張事業基本計画 (案) に記載されている「導入を想定する防災機能」の内容について区が主導し、防災拠点としての利用が可能であることを確認した。

なお、世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインにおいても、災害時の対応として以下のとおり標準協定書に定めている。

## (災害時における役割)

第25条 世田谷区地域防災計画に基づき、災害時において本施設を防災拠点として設置した場合は、 指定管理者は区の指示に従わなければならない。

## 5. 定量評価 (VFM の算定・評価)

## (1) VFM 算定の前提条件※1

1141 -	ツナエン DDO ナナ	DEL TY (DEC TY)					
対象ケース	従来手法、DBO 方式、	PFI 手法(BIU 万式)					
<b>声类</b> 抑明	従来手法	設計・建設:7 年間(R6 年度~R12 年度) 維持管理・運営:20 年間					
事業期間	DBO 方式 PFI 手法 (BTO 方式)	設計・建設:5 年間(R8 年度~R12 年度) 維持管理・運営:20 年間					
	従来手法	初期投資費: 10,716,365 千円 維持管理・運営費:300,417 千円/年 想定利用料収入:54,545 千円/年					
事業費	DBO 方式 PFI 手法 (BTO 方式)	初期投資費:10,441,396 千円 維持管理・運営費:292,761 千円/年 (従来手法の事業費に削減率 <sup>※2</sup> を乗じて算定) 想定利用料収入:54,545 千円/年					
次 <b>人</b> 钿'去(扣扣+几次弗)	従来手法	国費:2,875,257 千円 都市計画交付金:418,681 千円 起債:4,702,726 千円 基金:1,272,728 千円 一般財源:1,446,973 千円					
資金調達(初期投資費) ※起債及び基金は、事業 費、国・都の補助金の状 況、設計等の変更に伴い、	DBO 方式	国費:2,875,257 千円 都市計画交付金:332,230 千円 起債:4,580,000 千円 基金:1,272,727 千円 一般財源:1,381,182 千円					
変動する見込みである。	PFI 手法 (BTO 方式)	国費: 2,875,257 千円 都市計画交付金: 0 千円 起債: 4,826,364 千円 基金: 1,363,635 千円 ※一般財源相当分(1,376,140 千円)を民間事業者が 資金調達する					
起債金利	1.0%						
民間調達金利	1.5% (PFI 手法 (BTO 方式) において一般財源相当分を民間事業者が調達)						
割引率	0.34% (現在価値化に使用)						

※1:いずれも消費税抜きの金額

※2:サウンディング型市場調査において民間事業者から回答のあった削減率の平均値を用いた

## (2) 算定結果 従来方式と比較し、DBO 方式では 0.8%の VFM 削減効果が得られた。 PFI 手法(BTO 方式)では VFM の効果が得られなかった。

項目	事業方式	<b>(従来手法</b>	DBO 方式	PFI 手法(BTO 方式)
単純合計	公共負担総額(千円)	12, 987, 344	12, 887, 587	13, 522, 537
	公共負担総額(千円)	12, 671, 587	12, 571, 920	13, 142, 091
現在価値	VFM(千円)	-	99, 667	-470, 504
	VFM (%)	_	0.8	-3. 7

#### 6. 総合評価

#### (1) 総合評価

- 1) 定性評価及びサウンディング型市場調査結果
  - ●定性評価ではDBO 方式・PFI 手法(BTO 方式)が施設整備への民間ノウハウの導入、サービス水準の向上 等の面で従来手法等と比較し優位であること、区や区民ニーズへの柔軟な対応や地元企業の参画につい ては要求水準書や発注条件の規定等の工夫により、DBO 方式・PFI 手法(BTO 方式)における課題の解消 が期待できることが確認された。
  - ●サウンディング型市場調査の結果からは施設整備から維持管理・運営までを連携して実施できること、コスト削減の可能性などから、本事業の事業手法として DBO 方式・PFI 手法 (BTO 方式) が民間事業者から支持されていることが確認された。

## 2) 定量評価

●従来手法や PFI 手法 (BTO 方式) と比較し、DBO 方式がコスト削減効果において優位であることが確認された。

#### (2) 評価結果

定性評価及びサウンディング型市場調査結果、定量評価の結果から、本事業の事業手法として DBO 方式が優位であることが確認された。

#### (3) 今後の課題

DBO 方式による事業者募集・選定に向け、建設業における働き方改革や計画地周辺環境に対する配慮などを踏まえたうえで、設計・工事スケジュールを調整する必要がある。

別紙2

# 上用賀公園拡張事業 民間活力導入可能性調査報告書

令和 5 年 11 月

世田谷区

# 上用賀公園拡張事業 民間活力導入可能性調査報告書 目 次

1	. 事業手法の整理	1
	1.1 本事業の概要	1
	1.2 本事業における事業手法の検討	10
	1.3 事業類型の検討	21
	1.4 事業範囲の検討	24
	1.5 事業期間の検討	26
2	民間意向調査(サウンディング型市場調査アンケート調査、ヒアリング調査)	29
	2.1 調査概要	29
	2.2 追加調査の実施	33
	2.3 調査結果の概要	35
3	. VFM の算定・評価	37
	3.1 VFM とは	37
	3.2 事業手法別の補助金導入の考え方	38
	3.3 事業手法別の補助金導入の考え方	42
	3.4 従来型方式の事業費 (PSC) の算出	43
	3.5 民活手法での前提条件の整理	47
	3.6 DBO/LCC、PFI/LCC の算定	51
	3.7 VFM の算定	52
4	. 民間活力導入可能性の検証	53
	4.1 総合評価	53
	4.2 検証結果	57
	4.3 今後の課題	57

## 1. 事業手法の整理

## 1.1 本事業の概要

## 1.1.1 事業の背景

世田谷区(以下、「区」という。)では、旧衆議院速記者養成所跡地を公園用地として取得し、 平成 24 年~26 年度の 3 年間にわたって住民参加型の公園づくりを進め、平成 28 年 3 月に約 1ha の公園として上用賀公園(既開園区域)を開園した。

上用賀公園(既開園区域)に隣接する国家公務員宿舎用賀住宅跡地(約3.1ha)は、上用賀公園の拡張用地として取得した(以下、「拡張計画地」という)。拡張計画地は、世田谷区基本計画において「国際スポーツ交流の軸」、みどりの基本計画における「みどりの拠点」、生きものつながる世田谷プラン(生物多様性地域戦略)において「生きもの拠点」に位置付けるとともに、都震災対策条例第47条第1項に基づき、「広域避難場所」として指定されている。



図 1-1 計画地位置図

## 1.1.2 本事業の基本的な考え方

本事業に係る基本構想、基本計画においては本事業における基本方針を以下の通り設定している。

## 【基本構想における基本方針】

## ①みどりをつなぎ・ひろげる空間づくり

- 既存の緑、地形を活かした施設整備、景観形成
- 地域の魅力を高める施設の整備

#### ②スポーツを中心としたレクリエーションの空間づくり

- 区民大会など全区的な大会が可能な体育館の整備
- 多様なスポーツやレクリエーション活動ができる多目的広場の整備
- いつでも、だれでも健康づくりやコミュニティ活動が可能な施設の整備
- パラスポーツの推進につながる施設機能の確保
- 丁寧な情報提供や意見交換の実施、住環境に配慮した施設計画
- 区立スポーツ施設としての公平なサービスの提供

#### ③安全・安心の公園づくり

- 公園広場や体育館など広い空間を活用した、災害時における広域避難場所や その他災害応急活動に資する施設機能の整備
- 平常時における防災訓練等、地域の防災活動が可能なスペースの確保
- セキュリティやユニバーサルデザインに配慮し、だれもが安全・安心に利用 できる公園づくり

#### 【基本計画における取組方針】

- 基本構想の基本方針を踏まえ、以下の3つの要素を調和・連携させる。
  - ① 災害時を想定した利活用や安全、治安維持など、誰もが安心して利用できる公園 づくり
  - ② みどりの保全・創出、健康増進、レクリエーション・遊びの場、コミュニティ形成に資するみどりの質の向上
  - ③ スポーツの場の整備やパラスポーツの推進を通じた生涯スポーツ社会の実現を体 現する公園・スポーツ施設
- 計画地が、良好な住環境を保護する中高層住宅地であり周辺が閑静な住宅地であることや、「上用賀四丁目地区地区計画」の土地利用方針である公園と住宅が調和した地区の形成に配慮する。
- 緊急輸送道路(世田谷通り)に接することを踏まえ、区の防災拠点としての機能を備えることを検討する。

## 1.1.3 スポーツ施設整備について

#### (1) 区におけるスポーツ施設の現状・課題

区では、「世田谷区スポーツ施設整備方針」に基づく「拠点スポーツ施設」としての中規模体育館・グランドの整備が近隣自治体と比較して不足しており、既存体育施設の利用率・抽選倍率が高い状況にある。また、区立の中規模体育館は大蔵運動場・大蔵第二運動場のみであり、施設の老朽化や多様化するスポーツ施設へのニーズを背景に、今後、施設の再整備を検討していく必要がある。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とし、パラスポーツ推進への活用につながる施設整備が必要である。

## (2) 本事業におけるスポーツ施設整備に向けた基本的な考え方

本事業の基本的考え方である「スポーツを中心としたレクリエーションの空間づくり」に基づき、 区民体育大会など区民が参加する全区的なスポーツ大会の開催が可能で、障害者スポーツの推進に 資する拠点スポーツ施設として、中規模体育館と多目的に活用できる屋外広場を整備する。

なお、整備にあたっては、災害時に、区の防災拠点としての機能を備えるとともに、周辺地域の 防災・減災機能の増進につながる施設とする。

※中規模体育館とは、全区レベルの競技大会等が開催可能なアリーナ面積を持ち、体育室など多目的に 使用可能な施設を併設する規模(区立総合運動場体育館・大蔵第二運動場体育館と同程度)

## 1.1.4 対象事業地の概要

対象事業地の概要を以下に示す。

対象事業地の面積は約3.1haとし、平成28年3月31日に開園した既開園区域(約1.0ha)は含まないものとする。(ただし建ペい率、容積率は拡張計画地と既開園区域と一体で計算する)

なお、本計画地に体育館を整備するためには用途地域の規制の緩和が必要であるため、基本計画に示す規模のスポーツ施設に限り整備することが可能となるよう地区計画の変更を検討する。

表 1-1 対象事業地の概要

事業対象地名	世田谷区立上用賀公園拡張計画地
所在地	東京都世田谷区上用賀 4 丁目 36 番
面積	約 3.1ha
	※平成 28 年 3 月 31 日に開園した既開園区域(約 1.0ha)は含まない
現況	国家公務員宿舎用賀住宅跡地(区有地)
用途地域	準住居地域、第一種中高層住居専用地域
	※事業対象地の過半の用途地域は第一種中高層住居専用地域
	※体育館の施設構成(観客席数等)、立地によっては用途制限あり
	※対象区域は「上用賀四丁目地区地区計画」の指定区域内
指定建ペい率	60%
	※ただし、都市公園であるため都市公園法上の建ぺい率の制限を受け、最大
	12% (都市公園内の建ぺい率の算出は既開園区域と一体で計算)

指定容積率	200% (容積率の算出は既開園区域と一体で計算)						
接道状況	西側:西用賀通り(区道)(幅員約 11m)						
	北側:世田谷通り(都道 3 号線)(幅員約 15m)						
	東側:区道(幅員約 8m)						
	南側:区道(幅員約 8m)						
交通アクセス	【既開園区域】						
	東急田園都市線「用賀駅」下車徒歩 15 分						
	小田急線「千歳船橋駅」下車徒歩 20 分						
	東急バス、小田急バス「桜丘三丁目」下車徒歩1分						

## 1.1.5 事業の対象施設

## (1) 整備対象施設

本事業ではスポーツ機能として体育館及び多目的広場、公園機能として防災広場及びその 他区域を整備予定である。

整備対象施設のうち、体育館は、全区レベルの競技大会等が開催可能なアリーナ面積を有し、体育室等多目的に使用可能な施設を併設する規模で、パラスポーツ実施及び施設利用に配慮した施設とする。

また民間収益施設(独立採算)は、体育館と別棟で整備するカフェ等のほか、体育館内に 整備するレストラン・売店等を想定して検討している。

表 1-2 整備対象施設の概要

		施設	面積(m²)	諸室等
		レストラン	80	客席:30 席程度 民間収益施設(運営は民間事業者の独立 採算)とすることを想定
		会議室	100	30 人~50 人利用可能(可動間仕切りで 2室利用可)
		浴室	250	浴室、脱衣、リラックス室等(1 階配置 とすることを想定)
ス		浴室機械室	100	_
パポ	体育館	観覧席・通路	1, 450	750 席以上
ーツ		トレーニングルーム	250	ストレッチ・受付等含む
機能		スタジオ	160	最大 50 名程度利用可能 (ヨガ、エクサ サイズ等・スタッフ控室含む)
		多目的室	120	卓球台 2 面程度フィットネス教室等の 開催(大会時は審判控室、物品置場としても利用)
		防災専用事務室	50	災害時の活動拠点
		アリーナ	1,825	有効 48m×36m 公式バスケットボール コート2面
		器具庫	200	_

施設		面積 (m²)	諸室等
	医務室	25	静用のための休憩室2室含む
	放送室	15	_
	大会関係者室	50	12 人~25 人利用可能。
	更衣室 (男)	80	ロッカー120 個程度、シャワー、WC 含む
	更衣室(女)	100	ロッカー120 個程度、シャワー、WC 含む
	更衣室(車いす対応)①	45	シャワー、車いす用トイレ含む
	更衣室(車いす対応)②	45	シャワー、車いす用トイレ含む
	売店	30	民間収益施設(運営は民間事業者の独立 採算)とすることを想定
	授乳室	12	_
	管理事務室・倉庫・更衣 室	100	_
	消防団用車庫兼格納庫	80	_
	エントランス・ラウンジ	適宜	_
	キッズ・読書スペース	適宜	_
	機械室	適宜	_
	駐車場	適宜	50~70 台程度
	大規模備蓄倉庫	2,000	_
	共用部等	適宜	トイレ・廊下・階段・エントランス、他
	延床面積	約 13, 300	_
	多目的広場	約 3, 000	・多目的に利用できる屋外広場を想定 (人工芝を想定) ・団体利用と公園広場としての開放を 想定 【利用種目(参考例)】 ・少年サッカー ・フットサル ・ボール遊び 等
	防災広場	約 3, 300	防災活動に利用できる広場等を想定。
公園機能	その他区域	敷地面積から 体育館、多目 的広場、防災 広場を除いた 面積	・子ども達がのびのび遊べる空間、既存 樹林地、メインエントランス等を想定 ・東屋、トイレ等を整備。
民間	収益施設 (カフェ等)	任意	エントランスゾーンに整備を想定。
敷地	面積	約 31,000	-

## (2) 民間収益施設に係る条件

## 1) 体育館内に整備するレストラン・売店等

民間収益施設のうち、体育館内に整備するレストラン・売店等については、地方自治法に基づく行政財産の使用許可を受け、民間事業者の独立採算により運営される予定である。 民間事業者は行政財産の使用許可中、条例に基づく使用料(世田谷区行政財産使用料条例第2条第3項参照)を支払う必要がある。

## 2) 体育館と別棟で整備するカフェ等

民間収益施設のうち、体育館と別棟で整備するカフェ等については、都市公園法に基づく設置管理許可を受け、民間事業者の独立採算により整備・運営される予定である。民間事業者は設置運営許可中、世田谷区立公園条例に基づく使用料(次表参照)を支払う必要がある。(Park-PFI により整備・運営する場合は、この使用料を最低額とし、認定公募設置等計画で定めた金額となる)

## 表 1-3 世田谷区立公園条例における使用料

(第五条の4関係)公園施設の設置に係る使用料

種別	単位	使用料
土地	1 m²/月	1,695円

※公募方法により公園施設の設置または管理する場合の土地に係る使用料の額は、月単位として 使用する時は1月の使用料に、50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額。

※条例改正に伴い、使用料を改定することがある。

## (3) 導入機能及び配置の考え方

1) エントランスゾーン

## a) 広場

- ・ 地域住民の憩いの場や健康増進に資する空間を設ける。
- ・ 既存樹木は保全する一方で、適切な診断の上、危険な老朽樹木等については更新する。
- カフェなどの公園の魅力や利便性を高める便益施設の導入を検討する。

## 2) スポーツゾーン

#### a) 体育館

- ・ 公園とスポーツ施設の一体的な利用や災害時の体育館と防災広場、関東中央病院と の連携を考慮するとともに、近隣への影響にも配慮し、拡張計画地の西側(関東中 央病院側)に配置する。
- ・ バスケットコート 2 面分程度のアリーナとし、観戦スペースとしてだけではなく、 大会参加者、選手の待機場所として 750 席以上の観客席数を設ける。

.

- ・ 高低差がある地形を活かし、街並み・公園全体との調和し、周辺住環境にマッチし た体育館とする。
- ・ 高低差がある地形を活かし、体育館の地下相当には、駐車場及び区の防災機能としての災害時に活用可能な大規模備蓄倉庫を設ける。

## b) 多目的広場

- ・ 体育館内施設との一体的な利用に配慮し、体育館の近くに配置する。
- ・ フットサルコート2面分程度の広場を設ける。
- ・ 近隣への騒音対策を講じる。
- ・ 子どものボール遊びなど多様な利用ができるよう、団体利用だけではない運用を行 う。

## 3) みどりと広場ゾーン

## a) 広場

- ・ みどり豊かな空間とし、多様な使い方が可能な広場とする。
- ・ 災害時の利用を想定し、関東中央病院、体育館に隣接する拡張計画地の南西側には 防災機能を備えた広場を整備する。
- 既存樹林地に隣接する東側に子どもがのびのび遊べる広場を整備する。

## b) 植栽、緑地

- ・ 既存樹木は保全する一方で、適切な診断の上、危険な老朽樹木等については更新する。
- · 自然に触れあいながら散策可能な園路を整備する。

#### 4) 公園全体の機能

- ・ 植栽やエントランス部分の配置などにより、開園区域との一体性を持たせる計画と する。
- ・ エリア全体を通し健康づくりに資するウォーキング・ランニング等が可能な園路計画とする。
- ・ 周辺との緩衝帯として、植栽を設ける。
- ・ 拡張計画地周辺の生きものの生息・生育環境の核となる公園緑地とのつながりを高めるため、生物多様性に配慮した植栽計画とする。

.

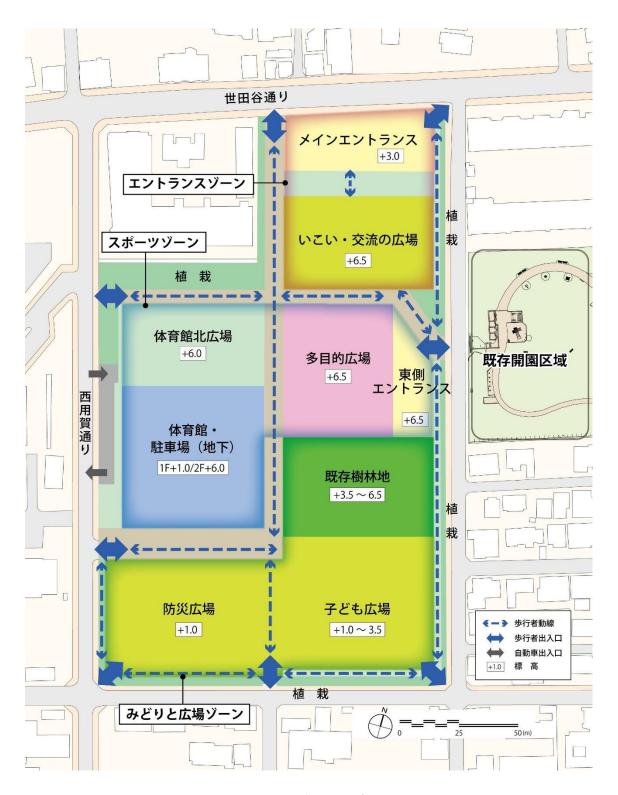


図 1-2 ゾーニング図

## (4) 整備可能建築面積

都市公園法(世田谷区立公園条例)上、都市公園内への公園施設の建ペい率は最大2%であるが、休養施設・運動施設等または公募対象公園施設については10%の上乗せが可能である。 仮に建ペい率を12%とした場合、各施設の建築面積は以下のとおりとなる。

表 1-4 各施設間の建築面積の関係

施設名	敷地面積	建築	延床面積	
①都市公園(拡張計画地)	約 31,000 ㎡			
②都市公園(既開園区域)	約 10,000 ㎡	35.74 ㎡(既不	字トイレ、四阿)	
③体育館		約 4,100 ㎡	約 4,100 ㎡	約 13,300 ㎡
			(※2)	(※1)
④民間収益施設(体育館と別棟		X m²	約 820 ㎡	Y m²
で整備するカフェ等)		A III	(既存施設含)	1 III
⑤その他公園施設(東屋、トイ		Z m²	(※2)	$\mathbf{Z} \; \mathrm{m}^{^{2}}$
レ等)		Z III		Z III
合計面積	約 41,000 ㎡		最大約 4,920 ㎡	
	(事業対象地	取入が 4,920 m (建ペい率 2%: 820 m²+ 建ペい率 10%: 4,100 m²)		
	は約 31,000 ㎡			
	の拡張計画地)	建~1/ 半 1(	7%: 4,100 m)	

※1:延床面積約 13,300 ㎡は、レストラン・売店等の民間収益施設を想定し含めた面積としている。なお、②体育館の建築面積・延床面積は、区が必要とする体育館の機能から参考として 算出したものであり、決定されたものではない。

※2:上用賀公園は都市公園であるため、都市公園法に定める建ペい率に準拠する必要がある。そのため、建設可能な建築面積は、

(一般施設) 約 41,000 m<sup>2</sup>× 2%=約 820 m<sup>2</sup>

(運動施設) 約 41,000 m2×10%=約 4,100 m2

となる。

その範囲内で、③体育館、④民間収益施設、⑤その他公園施設を整備することができる。

## 1.2 本事業における事業手法の検討

## 1.2.1 事業手法の整理

本事業における適切な事業手法の検討のため、想定される事業手法を以下に整理する。

## (1) 従来手法

公共が、起債や国庫補助金等により自ら資金調達し、設計の委託及び建設の請負契約を行い、その後、維持管理、運営について業務ごとに仕様を定めて民間事業者に個別に発注を行う手法である。

従来手法により整備を行った施設の管理運営段階で、指定管理者制度を導入することも考えられる。指定管理者については次項に示す。

なお世田谷区においては、スポーツ機能施設の維持管理・運営は指定管理者制度にて行う ことが一般的であることから、本業務でも、従来手法におけるスポーツ機能施設の運営は指 定管理者制度により行うことと定義する。公園機能施設については区が委託等により維持管 理・運営を行う。

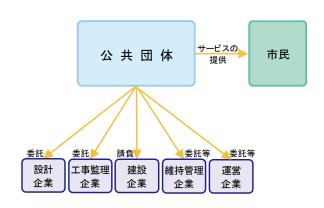


図 1-3 従来手法の概念図

#### (2) 指定管理者制度

指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月に設けられた制度であり、公の施設(住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設)の維持管理・運営を、民間事業者へ委託する方法である。

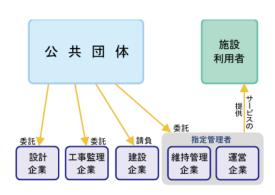


図 1-4 指定管理者制度(従来手法による整備の場合)の概念図

なお、指定管理者制度を導入した場合、「利用料金制」によって、施設の使用料を指定管理者の収入(利用料金)として収受させることができる。指定管理者の経営努力を発揮しやすくすること、また、会計事務の効率化を図ることを目的として導入する。

その場合の指定管理者が施設の管理を行うために必要な経費(指定管理料)は、以下の3つのうちいずれかの方法で賄われることとなる。

必要経費の賄い方	導入に適した施設の考え方	導入例
全て利用料金で賄う	利用者の増減が指定管理者による運営努力と相関関係があ	文化施
	り、必要経費を賄えるほどの利用料金収入が見込める施設	設、ス
一部を利用料金で、	利用者の増減が指定管理者による運営努力と相関関係があ	ポーツ
残りを指定管理料で賄う	り、必要経費を賄えるほどの利用料金収入は見込めない施設	施設等
全て指定管理料で賄う	利用者数のコントロールが困難、あるいは不可能な施設	火 葬 場
	※この場合「使用料制」(利用料金は行政の歳入とする)を	等
	採用することが考えられる。	

表 1-5 指定管理者の必要経費の賄い方と適性

#### (3) PFI 手法

PFI (Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)手法とは、民間の資金と経営能力・技術力 (ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を一括で行う手法である。民間事業者が資金調達を行い、原則として、行政は、サービス対価を事業期間にわたり平準化して支払う。次図に PFI 手法の概念図を示す。

PFI 手法は、事業のプロセスと施設の所有形態(「建設」(Build)、「運営」(Operate)、「所有権移転」(Transfer)等)により、いくつかの手法に分類される。施設の新設を含む事業においては BT 方式、BTO 方式、BOT 方式、BOO 方式の適用が想定され、それぞれの特徴を次表に整理する。

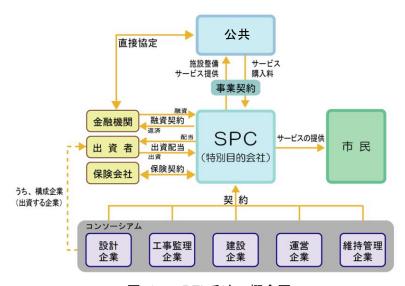


図 1-5 PFI 手法の概念図

表 1-6 事業手法の内容及び特徴

				設計	運営	施設の	の所有		公共施設での
事	<b>業手法</b>	概念図	資金調達	• 建設	· 維持管理	運営中	事業 終了後	内容及び特徴	主な導入例
	BT 方式	設計 建設 竣工・事業終了 公共所有	民間	民間	公共	公共	公共	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設した後、直ちに施設の所有権を公共に移転する手法であり、維持管理・運営は事業範囲に含まない。 民間事業者が運営、維持管理を行うことが適切でない場合には実現性が高い。	公営住宅、宿舎 等
	BTO 方式	建設	民間	民間	民間	公共	公共	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設した後、直ちに施設の所有権を公共に移転した上で、施設を運営する手法である。この手法においては、施設が公共の公有財産となることから、民間事業者の運営上の自由度が低い。	文化施設、スポーツ施設、病院、庁舎、学校、図書館、給食センター、斎場等
PFI 手法	BOT 方式	建設 建設 医間所有 水 転 公共所有	民間	民間	民間	民間	公共	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設した後、一定の 事業期間にわたって施設を運営し、事業期間終了後に公共に施設 を移管する手法である。 なお、一部の国庫補助制度では、公共側の施設所有を交付の要 件としているため、公共側に施設の所有権が移転されるまでは補 助が受けられない場合があることに留意が必要である。	スポーツ施設、福祉施設、駐車場、空港、給食センター
	BOO 方式	設計       建設       運営       K問所有       業務終了       解体・撤去       事業終了	民間	民間	民間	民間	_	民間事業者が施設を建設し、施設を所有したまま事業を運営し、 契約期間終了後に施設を解体・撤去する手法である。 一般的には、耐用年数の比較的短い設備等を使う施設に適して いる。	文化施設、福祉施設 等

#### (4) PFI 的手法

## 1) DB 方式

DB 方式とは、公共が起債や国庫補助金等により自ら資金調達し、民間事業者が公共施設等の設計 (Design) と建設 (Build) を一括で行う手法である。公共が資金調達を行い、民間事業者に対しサービス対価を一括で支払う (支払の平準化はない)。維持管理・運営が別途発注となるため、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用は限定的となる。なお、維持管理・運営については指定管理者制度の導入等が考えられ、その場合は DB+O (指定管理者による維持管理・運営) 方式となる。

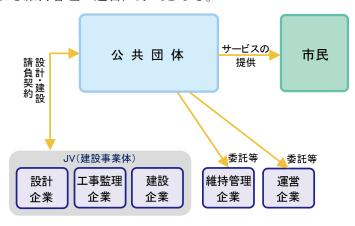


図 1-6 DB 方式の概念図

#### 2) DBO 方式

DBO 方式とは、公共が起債や国庫補助金等により自ら資金調達し、民間事業者が公共施設等の設計 (Design)・建設 (Build)・維持管理・運営 (Operate)を一括で行う手法である。公共が資金調達を行い、民間事業者に対しサービス対価を一括で支払う(支払の平準化はない)。またこの方式では設計・建設に係る契約と維持管理・運営に係る契約は別途締結とし基本契約で一つに結ばれる構成となる。なお、民間事業者が資金調達をしないため、金融機関による監視がない点が PFI 手法と大きく異なる。

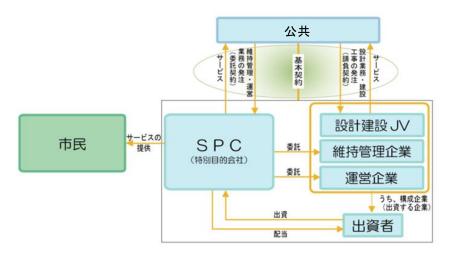


図 1-7 DBO 方式の概念図 (※契約形態は事例により異なる)

## (5) 公募設置管理制度(Park-PFI)

公募設置管理制度(以下、「Park-PFI」)は、都市公園において飲食店、売店等の公園施設 (公募対象公園施設)の設置または管理を行う民間事業者を、公募により選定する制度であ る。

民間事業者は、賑わい・魅力の向上への寄与が期待される収益施設である「公募対象公園施設」の設置・管理運営とあわせて、公募対象公園施設との一体的な整備により魅力向上が期待される、広場・園路等の公園施設(以下、「特定公園施設」という。)について、公募対象公園施設の収益を活用し、整備を行う。

なお、Park-PFI を導入した場合、公募対象公園施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、都市公園法の特例措置(設置管理許可期間の特例、建ペい率の特例、占用物件の特例)が適用される。



図 1-8 Park-PFIの概念図

## 1.2.2 本事業で想定される事業手法及び事業スキームのイメージ

本事業には公共施設の維持管理・運営業務を含めた一体的な施設整備が望ましいこと、公園施設内での民間収益施設の設置を想定すること等から、1.2.1 で整理した事業手法のうち従来手法、指定管理者制度、指定管理者制度+Park-PFI方式、DBO方式、PFI手法(BTO方式)、DB+O方式を導入が想定される事業手法として抽出する。

これらの手法を本事業で導入した場合の事業スキームイメージを以下に示す。

## (1) 従来手法

公共施設 (= 「スポーツ機能 (体育館・多目的広場)及び公園機能 (防災広場・その他区域)」。以下同様。)の整備・維持管理・運営を、区が従来手法により行う。

本事業における維持管理・運営業務のうち、公園機能施設の維持管理・運営は区直営(区が外部委託)、スポーツ機能施設の維持管理・運営は次項に示す指定管理者制度により行う。 民間収益施設の設置・運営は想定しないものとする。

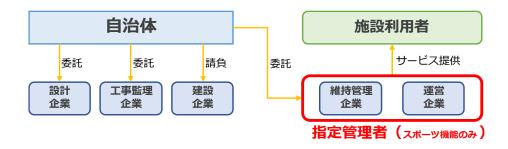


図 1-9 従来手法の概念図

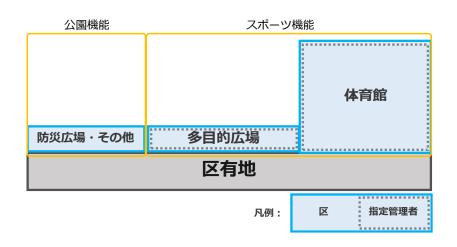


図 1-10 従来手法での事業範囲のイメージ

## (2) 指定管理者制度

公共施設の整備は、区が従来手法で行う。

公共施設の維持管理・運営は、公募により選定した民間事業者を指定管理者として指定することにより行う。(維持管理・運営業務については、同一の民間事業者が公園機能施設及びスポーツ機能施設の維持管理・運営を一体的に行うケース、一部を区内の運営事業者が担うケースなどを想定する。)

民間収益施設の設置・運営は想定しないものとする。

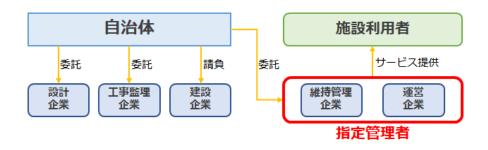


図 1-11 指定管理者制度の概念図

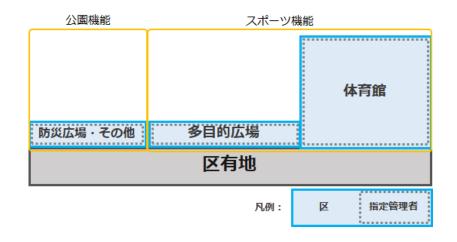


図 1-12 指定管理者制度での事業範囲のイメージ

## (3) 指定管理者制度+Park-PFI方式(公募設置管理制度)

「2)指定管理者制度」のスキームに加え、Park-PFIを活用し民間収益施設の設置・運営を行う民間事業者を、公募により選定する。(Park-PFI事業を担う民間事業者と指定管理者は別個に公募・選定することを想定)

Park-PFI は都市公園において飲食店、売店等の公園施設(以下、「公募対象公園施設」という。)の設置または管理を行う民間事業者を、公募により選定する制度である。

民間事業者は、賑わい・魅力の向上への寄与が期待される収益施設である「公募対象公園施設」の設置・管理運営とあわせて、公募対象公園施設との一体的な整備により魅力向上が期待される、広場・園路等の公園施設(以下、「特定公園施設」という。)について、公募対象公園施設の収益を活用し、整備を行う。

なお、Park-PFI を導入した場合、公募対象公園施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、都市公園法の特例措置(設置管理許可期間の特例、建ペい率の特例、占用物件の特例)が適用される。

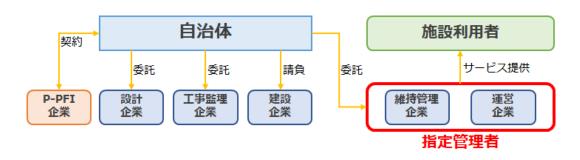


図 1-13 指定管理者制度+Park-PFI 方式の概念図

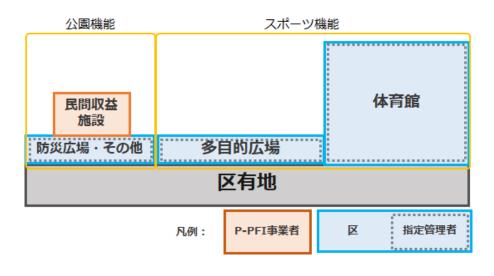


図 1-14 指定管理者制度+Park-PFI 方式での事業範囲のイメージ

## (4) PFI 手法 (BTO 方式)

公共施設の整備・維持管理・運営と、民間収益施設の運営を実施する民間事業者のコンソーシアム (BTO 事業者)を公募により選定し、事業を一括で行う。(維持管理・運営業務については、同一の民間事業者が公園機能施設及びスポーツ機能施設の維持管理・運営を一体的に行うケース、一部を区内の運営事業者が担うケースなどを想定する。)

公共施設の整備に係る費用は、民間事業者が自ら資金調達を行うものとし、その費用は事業期間中に平準化して区が支払う。

民間事業者が施設を建設した後、直ちに施設の所有権を公共に移転したうえで、施設を管理運営する BTO 方式を想定する。

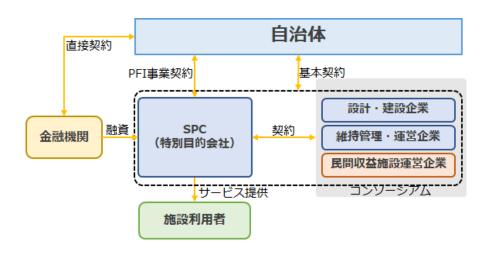


図 1-15 BTO 方式の概念図

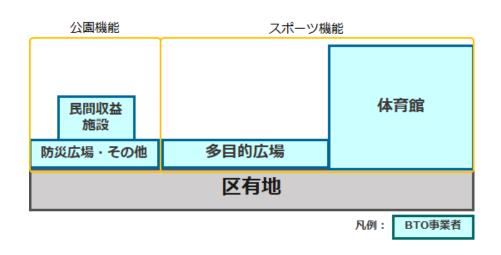


図 1-16 BTO 方式での事業範囲のイメージ

## (5) DBO 方式

公共施設の整備・維持管理・運営と、民間収益施設の運営を実施する民間事業者のコンソーシアム (DBO 事業者)を公募により選定し、事業を一括で行う。(維持管理・運営業務については、同一の民間事業者が公園機能施設及びスポーツ機能施設の維持管理・運営を一体的に行うケース、一部を区内の運営事業者が担うケースなどを想定する。)

公共施設の整備に係る費用は、区が自ら資金調達し、施設引渡時に一括で又は出来高に応じて年度ごとに支払う。

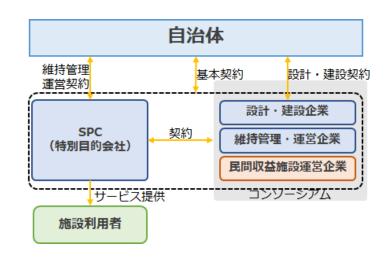


図 1-17 DBO での事業範囲のイメージ

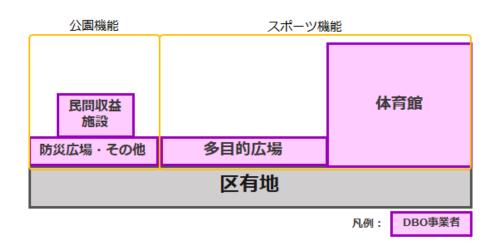


図 1-18 DBO の事業範囲のイメージ

## (6) DB+O 方式

公共施設の整備(設計・建設)を実施する民間事業者(DB事業者)を公募により選定し、設計・建設事業を一括して行う。

公共施設の維持管理・運営および民間収益施設の運営は、公募により選定した民間事業者 (O 事業者) が行う。(維持管理・運営業務については、同一の民間事業者が公園機能施設及びスポーツ機能施設の維持管理・運営を一体的に行うケース、一部を区内の運営事業者が担うケースなどを想定する。)

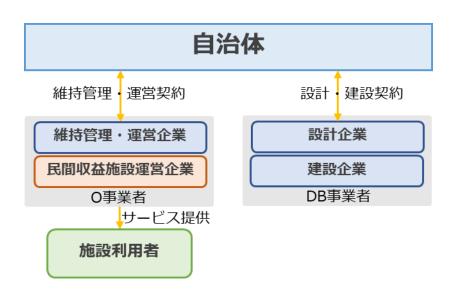


図 1-19 DB+O 方式の概念図

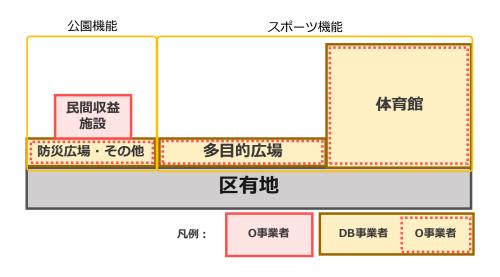


図 1-20 DB+O 方式での業務範囲のイメージ

## 1.3 事業類型の検討

## 1.3.1 事業類型の整理

DBO 方式や PFI 手法等の民活手法について、料金収受及び費用負担に着目すると以下のように「サービス購入型」、「混合型」、「独立採算型」の3つに分類することができる。

表 1-7 事業類型の整理

事業類型	概要	特徴	公共施設での主な導入例
サービス購入型	公共は、サービスの対価 (民間事業者が行う公共 施設等の設計、建設、維持 管理、運営に係る費用)の 全てを支払う。	事業の収益性の観点から、 サービス購入型のスキー ムとすることにより民間 事業者の安定した経営が 可能となる。	学校関係、庁舎、給食センター等
混合型	公共は、利用料金等で回収 できない費用に対してサ ービス対価を支払う。(サ ービス対価=必要経費ー 利用料金収入)	利用料金収入予測を踏まえた適切な条件設定とすることが重要。	スポーツ施設、 道の駅 等
独立採算型	公共は、サービスの対価を 支払わない。	民間事業者が独立採算型 で事業を行えるほどの利 用料金収入が見込める場 合に適用することが多い。	空港旅客ターミ ナルビル、有料 駐車場、水族館 等

## 1.3.2 本事業における事業類型

本事業において想定される事業類型を次表に示す。なお、ここでいう独立採算型とは、施設整備費等を除く維持管理・運営に係る費用を施設利用者からの利用料金により賄う事業類型とする。民間収益施設については、施設の有効活用、集客力・魅力・利便性向上等に資するものとして、施設の維持管理・運営に支障のない範囲で実施するものであり、独立採算事業として実施することを基本とする。体育館及び多目的広場は、導入事例、事業類型の特徴を踏まえ、混合型が適切であると考えられる。

表 1-8 想定される事業類型

区分			導入施設	利用料区分※1			中张松利	
				無料	利用料金	有料	事業類型	
設計•	公園機能		防災広場等				サービス	
建設	スポーツ機能		体育館				購入型	
			多目的広場				<b>興八至</b>	
維持	公園機能		防災広場等	0	_	_	サービス	
管理•							購入型	
運営	スポー	体育館	アリーナ、会議室、浴室、ト					
	ツ機能		レーニングルーム、スタジ	_	$\circ$	_	混合型	
			オ、駐車場等					
			民間収益施設※2(体育館内			0	独立採算	
			のレストラン・売店)	_	_	0	型	
		多目的広場	多目的広場(フットサル・		0		油入荆	
			サッカー等の利用)	_	0	_	混合型	
エントランスゾーン内の 民間収益施設*3			カフェ・レストラン・売店等	_	_		独立採算型	

※1:【無料】防災広場等利用料金が生じないもの、【利用料金】利用料金制を導入し利用者から公共施設の利用料金を収受するもの(利用料金は指定管理者の収入)、【有料】民間収益施設の利用等で料金が生じるもの(料金は民間事業者の収入)

※2:レストラン等の面積に応じ条例に基づく使用料を区に支払った上で実施する場合 ※3:設置管理許可、Park-PFI等により施設整備を含め民間事業者負担で実施する場合

#### 1.3.3 利用料金制度による利用料金収入

区では、民間事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、 指定管理者に公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という)を収入として収受させるこ とができる「利用料金制度」を導入することを想定する。これにより、指定管理者は、本施設(整備対象施設)の利用者から利用料金を収受する。

本事業の維持管理・運営業務(指定管理業務)は、上記の利用料金収入及び区からの指定管理 料により実施することを想定する。

本施設における各施設の利用料金の額は、世田谷区の条例に定める範囲内において、あらかじめ区の承認を得たうえで、指定管理者が定めるものとする。

本施設のうち、利用料金の対象となる施設は下表のとおりとする。あわせて、各施設の利用料金の目安として、区内類似施設における利用料金設定を示す。

表 1-9 利用料金対象施設及び利用料金の目安

利用料金対象施設	(参考) 利用料金の目安	区内類似施設		
アリーナ	15,120 円/3 時間(団体・平日)	大蔵運動場アリーナ (全面)		
会議室	1,500 円/3 時間(団体・平日)	大蔵運動場会議室兼軽運動室		
多目的室	1,920 円/3 時間(団体・平日)	大蔵運動場体育室		
	280 円/1 時間(個人)	大蔵運動場トレーニングルーム		
	660 円/3 時間(個人)	大蔵第二運動場トレーニングル		
トレーニングルーム		ーム (トレーニングのみ)		
	1,150 円/3 時間(個人)	大蔵第二運動場トレーニングル		
	1,190   1/ 3 時間 (回八)	ーム (トレーニングとサウナ)		
駐車場	300 円/60 分	関東中央病院駐車場		
	24 時間最大料金 700 円			
多目的広場	4,020 円/2 時間(団体・平日)	J&Sフィールド		

<sup>※</sup>区が主催するイベント等の利用料金は徴収する相手方の性質、状況等をふまえ減額することを 想定

## 1.4 事業範囲の検討

### 1.4.1 事業範囲

本事業の対象範囲として以下を想定する。

また民活手法のうち施設整備から維持管理・運営までを包括的に実施する手法(DBO 方式または PFI 手法(BTO 方式)等)の場合における官民の役割分担は、次表右列のとおりとする。なお、指定管理者制度+Park-PFI 方式の場合は、以下の官民分担となる。

- ・「公共施設の設計・建設」: 区
- ・「公共施設の維持管理」及び「公共施設の運営」: 指定管理者を担う民間事業者
- ・「民間収益施設の運営」: Park-PFI 事業を担う民間事業者

表 1-10 事業範囲及び官民の役割分担

A) sleen		DBO ま	たはPFI	
分類		業務項目		民間
	公共施設の性能	0	_	
	公共施設の設ま	     業務	_	0
公共施設の	公共施設の建設	段業務(体育館、公園、駐車場)	_	0
設計・建設に	設計・建設にお	おける地域連携業務	_	0
関する業務	造成工事業務		_	0
	什器・備品の駅	<b>構入・設置業務</b>	_	0
	工事監理業務		_	0
	建築物保守管理	<b>里業務</b>	_	0
	建築設備保守管	_	0	
/\	什器・備品等の	_	0	
公共施設の	外構等(芝生・	_	0	
維持管理業務	環境衛生・清掃	_	0	
	警備保安業務	_	0	
施設修繕業務		(建築・設備・外構) (大規模修繕を除く)	_	0
	統括管理業務		_	0
		開業準備業務	_	0
	開業準備業務	予約システム整備業務		0
	用未华佣未伤	広報活動及び予約受付業務	_	0
公共施設の		開会式典及び内覧会等の実施業務	0	0
運営業務		総合案内・広報業務	_	0
		総務・経理業務	_	0
	総合管理業務	受付対応業務	_	0
		予約受付・使用許可業務	_	0
		備品管理業務		0
		庶務業務	_	$\circ$

分類	業務項目		DBO または PFI		
万類			民間		
	料金徵収業務	_	0		
	エリアマネジメント業務(多世代交流・コミュニティ形成)	_	0		
	自主事業(任意)(例:公共施設を利用したイベント等)		0*		
	提案施設の運営 (任意) (例:自動販売機等)	_	0%		
民間収益施設 の運営業務	レストラン・売店等(体育館内)の 運営業務		0%		
(付帯事業)	カフェ等(体育館と別棟)の設置・運営業務	_	0%		

※:民間事業者の独立採算により実施する

#### 1.4.2 事業内容における留意点

## (1) 設計・建設における地域連携業務

本事業の実施にあたっては、事業者選定後、設計・建設段階において、区民・周辺地域を 対象としたワークショップ・オープンパーク等による意見聴取や情報共有を行いながら、地 域と連携して進めることを前提とする。

### (2) 維持管理・運営業務の対象範囲

維持管理・運営業務の対象範囲は、事業対象地である拡張計画地(本事業で整備する公園 施設等)を基本とする。

ただし、既開園区域の維持管理・運営を将来的に本事業の対象範囲に含める可能性がある。

#### (3) エリアマネジメント業務・自主事業

本事業の実施にあたっては、エリアマネジメント業務として、区民を対象とした多世代交流・コミュニティ形成に資する取組みを行うものとし、具体的な取組み内容は事業者の提案によるものとする。

また、事業者が公共施設を利用して独立採算で行う自主事業については、その主な集客対象を公園周辺地域住民や区民とすることを前提とする。

### (4) 安全・治安維持対策

本事業の実施にあたっては、近隣が住宅地であることからも夜間の安全対策を行う必要があり、警備員による公園内の巡回警備や防犯灯の設置を行う。

既開園区域と拡張計画地の間の道路の安全な横断など、公園の利用上、必要な箇所の安全 対策について、交通管理者と協議を行うとともに、横断施設の設置等についても検討する。

また、公園内においても、広い出入口の設置、見通しの確保、出入口に車止めを設けるなど、安全対策を行う。

## 1.5 事業期間の検討

DBO 方式または PFI 方式 (BTO 手法)で本事業を実施する場合、事業期間(維持管理・運営期間)の設定にあたっては、「区の財政負担に関する要因」、「長期契約による品質向上効果とリスク」、「大規模改修に関する要因」等について分析・比較し、適切な期間を定めることが必要である。

本事業の事業期間は、次表のとおり、先行事例や民間事業者への市場調査の結果を踏まえ、20 年間とすることを基本とする。

表 1-11 事業期間の決定要因

◎:優位、○:普通、△:劣る

	事業期間			
要因	~10年	10~	20 年~	概要
		20年		
民間事業者 の業務改善 及びコスト 低減	Δ	0	©	事業期間が短い場合、民間事業者の工夫等が発揮される余地が少なくなる。民間の創意工夫や業務コスト低減余地の観点からは、事業期間は長い方が望ましい。ただし、業務を監視(モニタリング)する適切な仕組みが必要である。
区の財政負担の平準化	Δ	0	0	区は事業に必要な建設費について、PFI 手法の場合は割賦払いで、区の毎年の歳出負担額を抑える点(平準化)からは、事業期間は長い方が望ましい。
区の金利負 担	0	0	Δ	毎年の歳出負担額を見れば、事業期間が長いほどその金額を減少させることができるが、事業期間全体では、金利の負担が増え支払額が増加する。区の金利負担額を抑え、総負担額を抑える点を重視すると、事業期間は短い方が望ましい。
民間事業者の資金調達	0	0	0	民間事業者の資金調達に関する要因としては、固定金利で資金を調達できる年数と関係する。現在、10年~20年程度の期間については、比較的低金利での資金調達が可能な状況であるため、この観点での事業期間の制約は高くないと考えられる。なお、10年を超える長期間の資金調達を行う場合には、一定期間毎に金利を見直した方が有利となることもある。

	事業期間					
要因	~10年	10~	20 年~	概要		
		20年				
民間事業者へ事業を長期間任せるリスク	0	0	Δ	事業期間が長くなるほど、事業実施主体が長期間固定化されるため、事業者のサービス水準向上にかかるインセンティブが働きにくくなる点が懸念される。また、長期にわたる利用者ニーズを予測することは難しく、事業期間が長いほど、需要変動リスクの影響を大きく受けることとなる。 一方、事業期間が長いことによる民間事業者のスキルアップ等の効果も期待できることから、長期の事業期間となる場合には、民間事業者を適切に監視(モニタリング)することで良質なサービス提供を長期に渡り担保する等の対策を講じることで課題に対応する。		
大規模修繕時期	0	0	Δ	建築及び設備の大規模修繕の費用を事前に精度良く算定することは一般的には困難であり、また、大規模修繕と通常の修繕の区分けが明確になっていない現状にある。大規模修繕の問題点を回避するために、運営・維持管理期間を10~15年程度と、大規模修繕が必要となる期間より短く設定することが望ましい。ただし、事業範囲の設定により公共側が大規模修繕を行うことで、事業期間を長めに設定している事例もある。		
先行事例の 実績	Δ	0	0	先行事例における事業期間では、PFI 手法の場合は 15 年が多い。なお、DBO の場合も 15 年の事例が みられる。		
市場調査に おける民間 事業者の意 向	Δ	Δ	0	事業期間を20年とすることの妥当性については17 事業者中14事業者が妥当であると回答している。 また20年を妥当ではないとした回答では15年(2 事業者)、30年(1事業者)を妥当と考える期間と している。		

表 1-12 体育館·公園施設 PFI 事例(DBO 方式、PFI 手法)

事業名	施設	募集・選定方式	事業手法	事業類型	地域	公表日	事業期間
西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式及び BT 方式	混合型	兵庫	2022.12.26	20 年
韮崎市新体育館及び市営総合運動場整備・運営事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式	サービス購入型	山梨	2021.07.20	20年
出雲市新体育館整備運営事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式	サービス購入型	島根	2020.08.21	15年
下関市新総合体育館整備事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式	サービス購入型	山口	2020.06.19	15年
富士市総合体育館等整備・運営事業	スポーツ施設	公募型プロポーザル	BTO 方式	サービス購入型	静岡	2019.12.05	15 年
西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式	サービス購入型	兵庫	2019.03.08	20年
鳥取市民体育館再整備事業	スポーツ施設	公募型プロポーザル	BTO 方式	サービス購入型	鳥取	2019.02.28	15年
大浜体育館建替整備運営事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式	混合型	大阪	2017.01.04	15年
神奈川県立体育センター等再整備事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式、RO 方式	サービス購入型	神奈川	2016.04.07	15年
横浜文化体育館再整備事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式	混合型	神奈川	2016.02.10	15年
(仮称) 袋井市総合体育館整備・ 運営事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式	サービス購入型	静岡	2016.01.08	15年
(仮称) 帯広市新総合体育館整備運営事業	スポーツ施設	公募型プロポーザル	BTO 方式	混合型	北海道	2015.09.10	20年
福岡市総合体育館(仮称)整備運営事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式	サービス購入型	福岡	2014.09.18	15年
神栖中央公園防災アリーナ(仮称)整備運営事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式	サービス購入型	茨城	2014.02.28	15年
川西市市民体育館等整備に伴う PFI 事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式	サービス購入型	兵庫	2014.02.17	20年
(仮称) 八王子市新体育館等整備・運営事業	スポーツ施設	公募型プロポーザル	BTO 方式	混合型	東京	2010.09.06	15年
名古屋市守山スポーツセンター(仮称)整備・運営事業	スポーツ施設	総合評価一般競争入札	BTO 方式	サービス購入型	愛知	2006.10.31	20年
(仮称) 墨田区総合体育館建設等事業	スポーツ施設	公募型プロポーザル	BTO 方式	サービス購入型	東京	2005.12.02	20 年
恩田スポーツパーク整備・管理運営事業	スポーツ施設	公募型プロポーザル	DBO 方式	混合型	山口	2022.12.28	15 年
立神広場整備活用事業	その他	公募型プロポーザル	DBO 方式	混合型	長崎	2022.11.02	12年
香取市橘ふれあい公園整備・管理運営事業	都市公園等	公募型プロポーザル	DBO 方式	混合型	千葉	2020.08.01	20年
糸島市運動公園整備・ 管理運営事業	都市公園等	総合評価一般競争入札	DBO 方式	サービス購入型	福岡	2019.01.09	15年

※参考:日本 PFI・PPP 協会、各自治体 HP

# 2. 民間意向調査(サウンディング型市場調査アンケート調査、ヒアリン グ調査)

## 2.1 調査概要

アンケート調査とヒアリング調査の2段階で実施した。

### 2.1.1 調査方法

#### (1) アンケート調査

区 HP にて本事業に関するサウンディング型市場調査の実施を公表し、参加申込のあった 企業に対して WEB アンケートの回答 URL を送付し、回答を集計した。

加えて、H31年度実施の過年度調査参加企業および公園・スポーツ施設に関する官民連携 事業の実績を有する企業に対し、電話にて調査協力の依頼を行い、同様に回答を集計した。

### (2) ヒアリング調査

アンケート調査参加事業者のうち、ヒアリング調査を希望する事業者を対象に実施した。 事前にヒアリング事項リストを送付のうえ事業者の希望に応じ対面・オンライン併用で実施 した。なお調査対象は16事業者18社であった。複数企業がグループで参加した事業者があ るため、事業者数と企業数は異なる。

## 2.1.2 調査期間

#### (1) アンケート調査

以下の期間で実施した。(実施要領等の公表から、調査票の回収締切までの期間) 令和5年6月1日(木)~6月22日(木)(21日間)

#### (2) ヒアリング調査

以下の期間で実施した。

令和5年7月11日(火)~7月20日(木)(うち5日間)

### 2.1.3 調査項目

## (1) アンケート調査

調査に用いた設問を以下に示す。

表 2-1 調査項目

大項目		結果のポイント		
1. 貴社・貴団体について	•	参加事業者の業種		
(質問 1~15)	•	本事業で想定する施設と同規模の実績を有する企業		
2. 設計・建設業務について	•	設計・建設費の削減率の見込み		
(質問 16~35)	•	想定する設計・建設期間 等		
3. 維持管理・運営業務について	•	維持管理・運営費の削減率の見込み		
(質問 36~47)	•	想定する維持管理・運営期間 等		

大項目	結果のポイント
4. 施設運営について	・整備対象施設の想定利用者数、想定収入
(質問 48~69)	・ 民活事業者のアイディアについて 等
5. 民間収益施設について (質問 70~77)	・ 民間収益施設の独立採算での運営の可否 等
6. Park-PFI 手法を導入する	・ 民間収益施設を Park-PFI 手法で設置・運営する場合
場合について(質問 78~83)	の条件やアイディア 等
7. 事業全体について	・ 現在設定している事業手法・事業期間についての意
(質問 84~91)	見等
8. 本事業への参画意向について	・ 本事業への参画意向
(質問 92~97)	・ 参画を想定した場合の担当業務・組織形態 等

# (2) ヒアリング調査

ヒアリング調査での調査項目を以下に示す。

事前に送付したヒアリング事項リスト以外の調査項目であって当日追加した項目を含む。

## 表 2-2 調査項目

	·
1.貴社・貴団体について	・貴社の官民連携手法による事業実績に関し、本事業の参考とな
	る点等についてご意見をお聞かせください。
2.設計・建設業務につい	・民活手法での費用の削減はどのような工夫のもと実現すると想
て	定されていますでしょうか。また削減を可能にするための必須条
	件がありましたらお聞かせください。
	・採用する事業方式によって削減率は変化しますでしょうか。ま
	たどのような条件が明確になれば削減率の見込みが具体的に検討
	可能となりますでしょうか。
	・設計段階で周辺住民の意見を取り入れる場合(地域連携業務)
	に想定される課題、そのリスクの分担についてご意見をお聞かせ
	ください。
	・本事業において、官民連携手法を導入するうえでの課題・問題
	点がございましたらご意見をお聞かせください。
	※次の質問と同様であるため割愛
	・前項に関連して、基本計画や本事業の条件において貴社の自由
	な提案の制約になる事項があればお聞かせいただきたい。
3.維持管理・運営業務に	・民活手法での費用の削減はどのような工夫のもと実現すると想
ついて	定されていますでしょうか。また削減を可能にするための必須条
	件がありましたらお聞かせください。
	・採用する事業方式によって削減率は変化しますでしょうか。ま
	たどのような条件が明確になれば削減率の見込みが具体的に検討
	可能となりますでしょうか。
	・本事業において、官民連携手法を導入するうえでの課題・問題
	点がございましたらご意見をお聞かせください。
	※次の質問と同様であるため割愛
	・前項に関連して、基本計画や本事業の条件において貴社の自由
	な提案の制約になる事項があればお聞かせいただきたい。
	・維持管理・運営業務の対象範囲をスポーツ機能のみと回答され
	ていますが、一体的に運営を行わないことによる課題や懸念事項
•	

	はございませんでしょうか。またこの場合の公園機能の維持管
	理・運営はどのような形態で実施することが望ましいでしょう
	か。(例:事業範囲に含めても良いが SPC 内の別事業者が行う、
	事業範囲から除外する)
	・公園施設について、運営段階において地域住民の参画の可能性
	はありますでしょうか。可能性がある場合は、どのような協働が
	考えられますか。
4.施設運営について	・「想定する年間利用人数」の設問において、追加で回答できる
	施設(想定利用人数)がございましたらご意見をお聞かせくださ
	VI LISTATURE DE DE VERNI DE LE PER LE
	・独立採算により運営可能と回答した施設に関し、運営の工夫等
	がございましたらご意見をお聞かせください。また独立採算は施
	設整備を含めたものでしょうか、あるいは維持管理・運営を含め
	たものでしょうか。 ・区では指定管理者制度を導入し財団法人スポーツ振興財団にス
	ポーツ施設運営を行わせています。本事業において財団を活用す
	ることについてのお考えをお聞かせください。 (例:業務範囲を
	公益目的に限定することで活用可能、自社の事業内容と重複する
	ため活用は望まない、その他)
	・本事業へネーミングライツを導入するとした場合に、貴社(ま
	たは貴社を含む企業グループ)が施設命名権者となることは想定
	されますでしょうか。その場合に想定される対象範囲(例:公園
	全体、体育館、多目的広場等)やネーミングライツ料、期間、実
	施上の課題についてお考えをお聞かせください。
	<ul><li>・ネーミングライツにどのような効果を期待されますでしょうか。</li></ul>
	・本事業で整備するスポーツ機能施設については区民利用を中心
	とすることを想定しています。他方、区による公用利用も一定必
	要であり、区民を含めた一般利用は全体の利用枠の6~7割となる
	見込みです。これは貴社の施設運営や収益(利用料金)確保の制
	約となりますでしょうか。またそれを改善するにあたっての条件
	等がありますでしょうか。お考えをお聞かせください。
	・最低限必要な経費(利用料金収入とサービス対価の合計額(万
	円/年))の想定に関しご意見(算定の考え方)をお聞かせくだ
	さい。
5.民間収益施設について	・事業内容、施設の規模、位置、設備等について現時点の想定を
	お聞かせください。
6.Park-PFI 手法を導入す	・Park-PFI 手法による民間収益施設整備・運営の優先度について
る場合について	現時点の想定をお聞かせください。 (PFI (BTO) 方式、DBO 方
■ 古米 △ 仕)ス - ハ マ	式等と一体的に実施する場合と比較した優先度)
7.事業全体について	・望ましい事業方式の優先度について現時点の想定をお聞かせく
	ださい。
	・望ましい事業方式以外での事業化となった場合、参画意欲に影響しますでしょうか。
	・物価高騰等のリスクもあり近年官民連携事業での入札不調が見ら
	れます。本事業でも官民連携事業とした場合の不調は避けたいと同
	時にスケジュールの遅延も回避したいと考えています。事業者に確
	実に参加していただくために今後の官民対話や事業条件の検討をど
	のように進めていけばよいとお考えでしょうか。
L	ON THE TO SEE THE CAUTH CONTINUE CONTINUE

### 2.1.4 調査実施にあたっての前提条件

以下の前提条件を事業概要として提示した上で調査を行った。

- ① 上用賀公園拡張事業基本計画(素案)(令和5年5月決定)に基づくこと
- ② 民間収益施設に係る条件
  - 1)体育館内に整備するレストラン・売店等 地方自治法に基づく行政財産の使用許可を受け、民間事業者の独立採算により運営す

ることを想定。事業者は、世田谷区行政財産使用料条例に基づく使用料を支払うこと。

2) 体育館と別棟で整備するカフェ等

都市公園法に基づく設置管理許可を受け、事業者の独立 採算により整備・運営することを想定。事業者は、世田谷区立公園条例に基づく使用料を支払うこと。

なお、Park-PFIにより整備・運営をする場合は、この使用料を最低額とし、認定公募 設置等計画で定めた金額とする。

- ③ 整備可能建築面積
- ④ 利用料金制度による利用料収入

地方自治法第244条の2の規定による「利用料金制度」導入することを想定。 また、本事業の維持管理・・運営業務は、利用料金収入及び区からの指定管理料により実施することを想定。

- ⑤ 事業範囲
- ⑥ 事業範囲及び事業内容における留意点
  - 1) 設計・建設における地域連携業務
  - 2) 維持管理・運営業務の対象範囲
  - 3) エリアマネジメント業務・自主事業
  - 4) 安全・治安維持対策
- (7) 事業費(初期投資費概算及び維持管理・運営費概算)の想定
- ⑧ 事業スケジュール

#### 2.1.5 参加状況

アンケート調査には 17 事業者 19 社<sup>\*\*</sup>、ヒアリング調査には 16 事業者 18 社<sup>\*\*</sup>が参加した。 参加者のうち企業名・団体名を公表可とした事業者を以下に示す。(五十音順)

株式会社安藤・間 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

株式会社鴻池組 大和リース株式会社

シンコースポーツ株式会社東亜道路工業株式会社

株式会社スターツ総合研究所株式会社日比谷アメニス

スペースバリューホールディングス株式会社 ミズノ株式会社

西武造園株式会社 株式会社ランドフローラ

積水ハウス株式会社

※複数企業がグループで参加した事業者があるため、事業者数と企業数は異なる。

## 2.2 追加調査の実施

サウンディング型市場調査(アンケート調査、ヒアリング調査)を補足する目的で追加調査を 実施した。追加調査はアンケート調査に参加した事業者(17 事業者 19 社)及び本事業に関心を 有する事業者(1 事業者)を対象とし、次表に示す全事業者対象の追加調査、次々表に示す建設 事業者対象の設計・建設に関する追加調査をそれぞれ実施した。

表 2-3 追加調査 調査事項

調査項目	調査内容
従来手法となった場合の本事	従来手法となった場合の本事業への参画意向
業への参画意向について	
区の考え方を踏まえた本事業	次表に示す事業者からの要望に対する区の考え方を踏まえ
への参画意向について	た DBO 方式または PFI 手法 (BTO 方式) を採用する場合の
	本事業への参画意向

表 2-4 設計・建設に関する追加調査 調査事項

調査項目	調査内容
ボーリング調査結果の体育館	ボーリング調査結果の体育館建設スケジュールへの影響の
建設スケジュールへの影響に	有無
ついて	
庁内合意等を踏まえた設計ス	現時点で想定している設計スケジュールの妥当性
ケジュールについて	
本事業での土砂搬出量や周辺	現時点で想定している工事スケジュールの妥当性
環境を踏まえた工事スケジュ	
ールにつて	
地元企業の活用を求めた場合	地元企業の活用を求めた場合の本事業への参画意向
の本事業への参画意向につい	
て	

### 表 2-5 サウンディング型市場調査における事業者からの要望とこれに対する区の考え方

事業者からの要望	区の考え方			
① コスト縮減と事業の実現性を高めるための条件				
性能発注等による民間事業者提案の自由度の確	計画 (案) に掲げている内容を最低限の条件			
保	とし、施設整備にあたっては、東京都や区の			
	設計基準に準じる。そのうえで、計画(案)			
	上で規定されていない事項については性能			
	発注を行う。また、ほとんどの事業者が今後			
	も区との対話を希望していることから、要求			
	水準書検討の際に随時、事業者と対話を行			

事業者からの要望	区の考え方
	い、可能な限り提案の自由度の確保を行う。
民間事業者の任意による収益事業の実施(収益	体育館内及び公園内でのレストラン等の設
施設の設置も含む)	置については独立採算を想定して提案を受
	ける(実施は必須とする。ただし、体育館内
	での便益施設は、軽食・売店・自動販売機程
	度を可とすることを想定。)。また、体育館や
	公園などを利用して実施する自主事業につ
	いては、条例の規定を踏まえたうえで、要求
	水準書検討の際に随時、事業者と対話を行
	い、自主事業の考え方を整理する。
区が設定した施設利用料金上限により事業者の	既存のスポーツ施設の施設利用料を参考に、
採算が見込めない場合の区の負担	施設に係る維持管理・運営については、利用
	料金収入及び指定管理料による実施を想定
	する。ただし、施設利用料については、区が
	上限を定めたうえで、事業者が施設利用料の
	設定を可能とするのかどうか利用者の観点
	を踏まえて検討する。
物価の高騰等も含む適切な予算設定や対価改定	区の物価高騰対策や区の契約条件等と整合
方法の設定	性を図ることを前提に、検討する。
② 設計・建設段階での住民意見の反映を実施す	るための条件
要求水準書において、意見反映を行う範囲の明	計画 (案) の内容に影響を及ぼさない範囲で
示	一定程度の意見反映については、区と調整し
	たうえで反映させるものとする。
意見反映に伴うリスク (コスト増大やスケジュ	上記の考え方に基づき、区がリスクを負うこ
ールの遅延等)を区が負担	とは想定しない。
③ 運営業務の一部を他団体に行わせるための条	件
当該団体が担う業務範囲の設定、責任区分・役割	公募の際は、選定事業者が他団体と連携する
分担の明示、当該団体の入札への不参加	ことを与条件とし、当該団体が担う業務範囲
	は施設の性格などを踏まえ、必要最小限とす
	る。

### 2.3 調査結果の概要

### 2.3.1 アンケート調査、ヒアリング調査

#### (1) 概括

- ・望ましい事業スキームについては従来方式(指定管理者制度を含む)、民活手法それぞれに対し希望する意見が得られた。(PFI(13事業者)、DBO(8事業者)、従来(指定管理+Park-PFI)(7事業者)、DB+0(5事業者)、従来(指定管理制度)(4事業者))
- ・民活手法のうち施設整備から維持管理・運営までを包括的に実施する事業方式 (PFI (BTO) 方式、DBO方式) を望む意見では、コストコントロールが可能であること等が理由として挙げられた。
- ・本事業への参画意向については積極的に参加したい(8事業者)、参加したい(8事業者) と回答者の9割以上が参画意向を示している。
- ・参加事業者からは区が想定している事業範囲の実施可能性及び本事業への参画意向が確認できたが、事業化にあたっては近年の物価高騰にも対応できるよう適切な予算や対価改定方法の設定、継続的な官民対話の実施とこれによる事業条件の調整、民間による提案の自由度を確保すること等の要望が挙げられた。

#### (2) 望ましい事業スキーム・事業範囲について

- ・コスト縮減を前提とする場合には民活手法が望ましいとの意見が得られた。
- ・また上記の理由として、民活手法であれば建設工事の体制構築が可能(従来手法では困難)を挙げる参加者があった。
- ・収益事業の実施は必須ではなく任意とすることが望ましいとの意見が得られた。(特に体育館内の収益施設)

#### (3) コスト縮減の可能性について

・詳細な事業条件が示されないと具体的な回答は困難としたうえで、性能発注、提案の自由 度の確保、運営の視点を反映した施設整備、人員配置要件の緩和等の条件が満たされる場 合にはコスト縮減の可能性があるとの意見が得られた。

#### (4) 不調リスクを避ける工夫について

・事業者募集段階を含めた継続的な官民対話の実施、適切な予算や対価改定方法の設定、提 案の自由度の確保、提案書作成期間の確保等が意見として得られた。

#### (5) その他

・事業着手以降、施設整備(設計・建設)段階において区民意見の収集・反映を行う場合に はコスト増やスケジュールの遅延が懸念されることから、要求水準書等で反映する範囲・ 領域を予め明示することが必要であるとの意見が得られた。

## 2.3.2 追加調査

### (1) 区の考え方を踏まえた本事業への参画意向について

## 1) DBO 方式を採用する場合

積極的に参加したい(11 事業者)、参加したい(4 事業者)と回答者の8割以上が参画 意向を示している一方、参加は難しい(2 事業者)との回答も得られた。

## 2) PFI 手法 (BTO 方式) を採用する場合

積極的に参加したい(12 事業者)、参加したい(5 事業者)と回答した全事業者が参画 意向を示している。

## 2.3.3 設計・建設に関する追加調査

官民連携手法を導入した場合の工事スケジュールについて、建設業における働き方改革や計画 地周辺環境に対する配慮などを考慮すると、現時点での想定よりも余裕のある設計・建設期間が 必要であるとの意見が得られた。

## 3. VFM の算定・評価

VFM の算定、評価に係る整理を以下に行う。なお VFM の解説等において「PFI 事業」としているものは、本事業の事業手法で想定する DBO 方式についても準用されるものとする。(DBO 事業は PFI 法に準じて実施されるため)

## 3.1 VFM とは

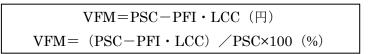
公共施設等の整備等に関する事業を、PFI 事業として実施するかどうかについては、PFI 事業として実施することが、公共部門が自ら実施する場合に比べて、効率的かつ効果的に実施できる、すなわち VFM がある場合であり、PFI 事業としての実施を検討するにあたっては、VFM の有無を評価することが基本となる。

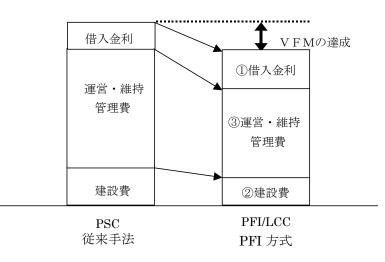
ここで、VFMとは、一般に、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え 方であり、同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを 供給する方を「VFMがある」といい、残りの一方を「VFMがない」という。

PFI 事業に関する VFM の評価を行うにあたり、公共部門自らが実施する場合と PFI 事業として実施する場合の公共サービス水準をどのように設定するかによって評価の際の比較方法が異なる。

同一の公共サービス水準のもとで評価する場合、VFM の評価は PSC (Public Sector Comparator: 従来手法の事業費) と「PFI 事業の LCC (Life Cycle Cost: ライフサイクルコスト)」との比較により行う。この場合、「PFI 事業の LCC」が PSC を下回れば PFI 事業の側に VFM があり、上回れば VFM がないということになる。

VFM は PFI 事業の LCC との差額あるいは率により示される。





- ① 借入金利: PSC < PFI</li>区が調達するよりも民間企業が調達する 方が、コストが高い。
- ② 建設費: PSC > PFI 性能発注により、民間事業者の有する技術 や経営資源、その創意工夫等を活用でき、 また一括・長期契約できることからコスト の削減が図れる。
- ③ 運営・維持管理費: PSC > PFI 設計段階から効率的な維持管理を考えて設計でき、また一括・長期契約できることからコスト削減が図られる。

図 3-1 VFM の一般的な構造

## 3.2 事業手法別の補助金導入の考え方

#### 3.2.1 支援措置の検討

本事業において、活用の可能性が考えられる補助金・交付金等は「社会資本整備総合交付金」、「スポーツ振興くじ助成」、「特別区都市計画交付金」などがある。各事業手法と対応する支援措置を以下に示すとともに、それぞれの概要を以下に示す。

表 3-1 各事業手法と対応する支援措置

支援措置	従来手法	指定管理者 制度	P-PFI+指定 管理者制度	DBO 方式	PFI 手法 (BTO 方式)
都市公園等事業	0	0	0	0	0
防災・安全交付 金における都市 公園等事業	0	0	0	0	0
官民連携型賑わい拠点創出事業	1	-	0	1	-
スポーツ振興 くじ助成	0	0	0	0	0
特別区都市計画 交付金	0	0	0	0	0

#### (1) 国土交通省「社会資本整備総合交付金」

## 1) 都市公園等事業

#### a) 概要

都市公園事業は、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園(カントリーパーク)の整備等の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図ることを目的とする。

#### b) 事業要件

都市公園等事業のうち、都市公園の事業要件は以下のとおりである。

- ・ 人口 20 万人以上の地方公共団体が概算事業費 10 億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成 29 年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含む PPP/PFI 手法の導入に係る検討を了すること
- ・ 利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討を了すること

### c) 都市公園の主な要件

都市公園の主な要件は以下のとおりである。

- · 2ha 以上
- ・ 都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備を対象
- 都市公園の用地の取得を対象
- ・ 市区町村事業は2.5億円以上

## d) 補助率

・補助率 : 国 1/2、自治体 1/2 (用地補償費は国 1/3、自治体 2/3)

・起債充当率:自治体負担額の90%

・交付税措置:起債額の20%

#### 2) 防災・安全交付金における都市公園等事業

#### a) 概要

防災・安全交付金は、地域の防災・減災、安全を実現する「整備計画」に基づく地方主体の次の取組について、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援するものである。対象となる基幹事業は、防災・減殺、安全に資する公園、道路、河川、下水道等である。特長は以下のとおり。

- ◇防災・減災、安全を実現するメニューに特化して集中的に支援
- ◇社会資本整備総合交付金と同様に、関係事務を一本化・統一化
- ◇計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- ◇防災・減災、安全に資する基幹事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫 を生かして実施可能

#### b) 事業要件

防災・安全交付金のうち、都市公園等事業の事業要件は以下のとおりである。なお、本 事業では、このうち「都市公園等事業」の適用が想定される。

#### ア 都市公園等事業

災害発生時において避難地や防災拠点としての機能を有する都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられた都市公園等の整備を対象。

#### イ 安全・安心対策事業

都市公園の再整備や公園施設(園路広場、遊戯施設など)の更新、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定等、安全・安心な都市公園の整備に資する事業。

#### c) 補助率

補助率は都市公園事業と同様である。

施設整備:1/2用地取得:1/3

## 3) 官民連携型賑わい拠点創出事業

#### a) 概要

「官民連携型賑わい拠点創出事業」とは、下記の要件を満たす民間資金を活用した地域 の賑わい拠点等となる公園施設の整備を推進するための事業をいう。

#### b) 事業要件

事業要件は以下のとおりである。

### ア 地方公共団体費用負担削減要件

認定計画提出者または都市再生特別措置法第62条の3第1項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用が、当該特定公園施設の整備に要する費用の積算額に対して1割以上削減されること。

### イ 面積要件

0.25ha 以上であること。

#### ウ 対象事業内容

都市公園法に規定する公募手続きにより選定された認定計画提出者または都市再生特別措置法第62条の3第1項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う、飲食店、売店等の公募対象公園施設または滞在快適性等向上公園施設の整備及び園路、広場等の特定公園施設の整備を一体的に実施する事業。

### c) 補助率

· 施設整備:1/2

#### (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ振興くじ助成」

「スポーツ振興くじ助成」のうち、本事業と関連のある助成対象事業は、「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱」の別表 2「スポーツ施設等整備事業」である。

- ・ 対象事業:(1)スポーツ競技施設等の整備※助成対象経費 10,000 千円以上のもの
- ・ 助成対象者:地方公共団体または非営利のスポーツ団体
- ・ 助成限度額:助成対象経費限度額(30,000 千円)に3分の2を乗じて得た額=助成限 度額20,000 千円

#### (3) 特別区都市計画交付金

## a) 対象事業

· 都市計画道路整備事業

- ・ 都市計画公園整備事業(面積が1~クタール以上10~クタール未満のもの)
- 連続立体交差化事業
- · 市街地再開発事業(公共施設管理者負担金)
- ・ 市街地再開発事業 (再開発組合等への助成)
- · 土地区画整理事業
- · 防災街区整備事業
- · 火葬場整備事業

## b) 交付対象経費

事業名	交付対象経費
都市計画道路整備事業	用地取得費及び整備費
都市計画公園整備事業	用地取得費及び整備費
連続立体交差化事業	区の負担金額
市街地再開発事業	道路整備及び面積が10ヘクタール未満の都市計画
(公共施設管理者負担金)	公園整備に係る公共施設管理者負担金
市街地再開発事業	区の分担金及び補助金
(再開発組合等への助成)	
土地区画整理事業	補償費、整備費及び用地取得費並びに区の公共施設管
	理者負担金、分担金及び補助金
防災街区整備事業	区の公共施設管理者負担金、分担金及び補助金
火葬場整備事業	用地取得費及び整備費に係る分担金

## c) 交付金

交付額は、交付対象経費から国庫補助金、分担金、負担金、寄附金等特定財源及び地方 債収入相当額を控除した額の範囲内とする。

## 3.3 事業手法別の補助金導入の考え方

本事業において、整備費に対して国費(防災・安全交付金)、設計費及び整備費に対して都市 計画交付金の充当が可能である。運営・維持管理費は対象外となる。国費は事業手法によって補 助対象事業費の総額に変動はないが、都市計画交付金については、都市計画事業認可期間中の支 出が補助対象になることから、事業認可期間終了後(供用開始後)の歳入は見込めない。

表 3-2 事業手法別の補助金導入の考え方

(単位:百万円)

事業手法項目	従来手法	DBO 方式	PFI 手法(BTO 方式)
国費(防災・安全交付金)	3,163	3,163	3,163
都市計画交付金	460	365	0
特定財源合計	3,623	3,528	3,163
課題	<ul> <li>・各年度の国費の要望額が高額となるため、内示高額とがいって能性を建設する。</li> <li>・体育館を建設がる年度は、国費がののでは、本度は、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の</li></ul>	・各年度の額を高い。 年度高額である低い。 年度高級、内がはできるでは、 のでは、 のでは、 のででは、 のででできるでするです。 のでできるでするでするです。 のでできるでするでするです。 のでできるでするでするです。 のでできるでするです。 ののできるでするです。 ののできるでするです。 ののできるでするです。 ののできるでするです。 ののできるでするです。 ののできるでするです。 ののできるでするです。 ののできるでするでする。 ののできるでするでする。 ののできるでするでする。 ののできるでするでする。	・体の計がめ、のい事をではいい。 ・体の計がめ、のい年を費要が事の制がめ、のい年を費要が事の関連をでいませい。 ・体の計がめ、のいのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

## 3.4 従来型方式の事業費 (PSC) の算出

## 3.4.1 概算事業費の設定

従来型の整備手法として区が自ら実施した場合の初期投資費(設計費、建設費等)、維持管理 費、運営費を以下に示す。

表 3-3 初期投資費概算

項目	金額(千円)(税抜き)
①公園設計・監理費	85,455
②公園工事費	1,020,909
③体育館設計·監理費	239,091
④体育館土地造成費	617,273
⑤体育館建設費	8,753,636
初期投資額合計	10,716,364 千円

※四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある

表 3-4 維持管理・運営費

項目	金額(千円/年)(税抜き)
維持管理費(公園)	31,594
維持管理費(体育館)	79,541
運営費 (公園)	22,048
運営費 (体育館)	105,407
水光熱費(公園)	5,500
水光熱費 (体育館)	56,327
維持管理・運営費合計(年額)	300,417 千円

※四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある

表 3-5 (内訳)維持管理費(公園)

項目	金額(千円/年)(税抜き)
①建築物保守管理業務	0
②建築設備保守管理業務	0
③什器·備品等保守管理業務	325
④外構(芝·植栽等)等維持管理業務	10,925
⑤環境衛生・清掃業務	8,069
⑥警備保安業務	11,000
⑦施設修繕業務	1,275
維持管理費合計(年額)	31,594 千円

※四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある

表 3-6 (内訳)維持管理費(体育館)

項目	金額(千円/年)(税抜き)
①建築物保守管理業務	18,810
②建築設備保守管理業務	20,593
③什器·備品等保守管理業務	1,600
④外構(芝·植栽等)等維持管理業務	4,225
⑤環境衛生・清掃業務	17,777
⑥警備保安業務	534
⑦施設修繕業務	16,000
維持管理費合計(年額)	79,541 千円

※四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある

表 3-7 (内訳) 運営費(公園)

項目	金額(千円/年)(税抜き)
①統括管理業務	5,138
②開業準備業務	4,438
③総合管理業務	9,663
④料金徴収業務	60
⑤エリアマネジメント業務	2,750
運営費合計 (年額)	22,048 千円

※四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある

表 3-8 (内訳) 運営費(体育館)

項目	金額(千円/年)(税抜き)
①統括管理業務	17,303
②開業準備業務	19,480
③総合管理業務	48,467
④料金徴収業務	13,103
⑤エリアマネジメント業務	7,053
運営費合計 (年額)	105,407 千円

※四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある

表 3-9 (内訳) 光熱水費(公園)

項目	金額(千円/年)(税抜き)
①光熱水費	5,500
光熱水費合計(年額)	5,500 千円

※四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある

表 3-10 (内訳) 光熱水費 (体育館)

項目	金額(千円/年)(税抜き)
①光熱水費	56,327
光熱水費合計 (年額)	56,327 千円

※四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある

表 3-11 利用料収入

項目	金額(千円/年)(税抜き)
①利用料	54,545
利用料合計 (年額)	54,545 千円

※四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある

## 3.4.2 従来手法での区の財政負担額の算定

前節で算定した初期投資費及び維持管理・運営費をもとに、区が従来手法で事業を実施する場合の事業費を算定した。

事業期間は、維持管理運営期間を 20 年間とし、割引率は 0.34%、起債金利は 1.0%(元金均等返済、償還期間 20 年、据置 1 年、年 2 回払い)と設定した。

表 3-12 前提条件のまとめ(従来手法)

事業期間	設計・建設期間+20年間の維持管理運営期間	
割引率の設定	$0.34\%^{*1}$	
物価上昇率の設定	考慮しない	
起債金利	1.0%*2	

- ※1 世田谷区公金運用計画における利回りの過去 15 年間平均値から設定した。
- ※2 直近(令和5年9月1日時点)の起債金利(1.0%)から設定した。

表 3-13 事業費の算定結果(税抜)

I		PSC(千円)
①建設費負担総額	交付金	3,293,938
(財源内訳)	起債(元本)	4,702,726
	起債(利息)	505,543
一般財源+基金		2,719,701
	小計	11,221,908
②維持管理·運営費	維持管理・運営費	6,150,274
分負担総額	小計	6,150,274
③利用料収入		-1,090,900
区財政負担総額		12,987,344

## 3.5 民活手法での前提条件の整理

## 3.5.1 DBO 方式

前項で算定した初期投資費及び維持管理・運営費をもとに、DBO 方式で事業を実施する場合の事業費を算定した。

事業期間、割引率、起債金利等の前提条件は従来手法の場合と同様とし、また DBO 方式で実施する場合に事業者側で必要となる SPC 運営費等や、区側のコンサルタント費用については以下のとおり設定した。

表 3-14 前提条件のまとめ (DBO 方式)

事業期間	設計・建設期間+約 20 年間の維持管理・運営期間
割引率の設定	0.34%
物価上昇率の設定	考慮しない
起債金利	1.0%
事業者の調達金利	DBO 方式のため該当なし
公租公課等の設定	不動産取得税:DBO 方式により無税
	固定資産税:DBO 方式により無税
	登録免許税:DBO 方式により無税
	都市計画税:DBO 方式により無税
SPC 運営費	SPC 設立費用: 10,000 千円
	開業前経費: 20,000 千円
	応募経費用等:10,000 千円 (建設費等割賦元金には含まない)
	SPC 運営費: 3,000 千円/年
区側のコンサルタン	アドバイザリー経費: 63,720 千円
ト費用	モニタリング委託費
	設計・建設:98,420 千円
	維持管理: 20,810 千円 (当初1年分)

※すべて消費税抜きの金額

DBO 方式にて実施する費用に関しては、民間事業者が設計・建設・維持管理・運営を一貫して実施することによるトータルコストの削減、性能発注による合理的な施設の計画・設計による工事費の削減等により、従来手法に比べ、一定の削減効果が見込まれる。この削減効果(削減率)を従来手法による事業費に乗じてDBO 方式による事業費を算出した。

削減率についてはアンケート調査で確認した内容をヒアリング調査後に再度確認し以下のとおり設定した。なお光熱水費については削減なしと想定した。

表 3-15 適用した削減率

項目	削減率
公園設計・監理費	1.39%
公園工事費	3.61%
体育館設計・監理費	1.11%
体育館土地造成費・体育館建設費	2.50%
維持管理費(年額)	3.54%
運営費 (年額)	2.92%
光熱水費 (年額)	0.00%

## 3.5.2 PFI 手法 (BTO 方式)

前項で算定した初期投資費及び維持管理・運営費をもとに、PFI 手法(BTO 方式)で事業を実施する場合の事業費を算定した。

事業期間、割引率、起債金利等の前提条件は従来手法の場合と同様とし、事業者の資金調達金利は1.5%(元利均等返済、償還期間20年、年4回払い)と設定した。またPFI方式で実施する場合に事業者側で必要となるSPC運営費等や、区側のコンサルタント費用については以下のとおり設定した。

表 3-16 前提条件のまとめ (PFI 手法 (BTO 方式))

事業期間	設計・建設期間+約 20 年間の維持管理・運営期間
割引率の設定	0.34%
物価上昇率の設定	考慮しない
起債金利	1.0%
事業者の調達金利	借入金利 1.5%(基準金利 1.0%+0.5%)
	元利均等返済、償還期間20年、年4回払い
公租公課等の設定	不動産取得税:BTO 方式により無税
	固定資産税:BTO 方式により無税
	登録免許税:BTO 方式により無税
	都市計画税:BTO 方式により無税
SPC 運営費	SPC 設立費用: 10,000 千円
	開業前経費: 20,000 千円
	応募経費用等:10,000 千円 (建設費等割賦元金には含まない)
	金融機関手数料: 45,000 千円
	SPC 運営費: 3,000 千円/年
区側のコンサルタン	アドバイザリー経費: 63,720 千円
ト費用	モニタリング委託費
	設計・建設: 98,420 千円
	維持管理: 20,810 千円(当初1年分)

※すべて消費税抜きの金額

PFI 手法 (BTO 方式) にて実施する費用に関しては、民間事業者が設計・建設・維持管理・運営を一貫して実施することによるトータルコストの削減、性能発注による合理的な施設の計画・設計による工事費の削減等により、従来手法に比べ、一定の削減効果が見込まれる。この削減効果(削減率)を従来手法による事業費に乗じて PFI 手法 (BTO 方式)による事業費を算出した。

削減率についてはアンケート調査で確認した内容をヒアリング調査後に再度確認し以下のとおり設定した。なお光熱水費については削減なしと想定した。

表 3-17 適用した削減率

項目	削減率
公園設計・監理費	1.39%
公園工事費	3.61%
体育館設計・監理費	1.11%
体育館土地造成費・体育館建設費	2.50%
維持管理費(年額)	3.54%
運営費(年額)	2.92%
光熱水費 (年額)	0.00%

## 3.6 DBO/LCC、PFI/LCC の算定

民間事業者の事業期間中の事業収支のシミュレーションを行い、DBO 方式または PFI 手法 (BTO 方式) で本事業を実施した場合の区の財政負担額を算出した結果は次表のとおりである。なお、利用料金収入は DBO/LCC、PFI/LCC においても従来手法と変わりはないものと設定し、その他費用と相殺を行った。

表 3-18 事業費の算定結果 (DBO/LCC、PFI/LCC) (税抜)

項目		DBO/LCC (千円)	PFI/LCC(千円)
①建設費割賦分負担総	起債(元本)	4,580,000	4,826,364
額   (財源内訳)	起債(利息)	492,350	518,834
	一般財源+基金	2,683,909	1,363,635
	SPC 借入(元本)	0	1,451,140
	SPC 借入(利息)	0	231,237
	小計	7,756,260	8,391,210
②維持管理・運営費分	維持管理・運営費	4,952,145	4,952,145
負担総額	小計	4,952,145	4,952,145
③その他経費 (コンサル	タントフィー)	182,950	182,950
④利用料金収入		0	0
⑤区税収入(SPC 法人市民税より)		-3,768	-3,768
区財政負	担総額	12,887.587	13,522,537

## 3.7 VFM の算定

前節で算定した事業費を現在価値に換算した公共財政負担額を比較することにより、財政削減効果を確認した。その結果、従来手法と比較し、DBO 方式で実施した場合には99,667 千円 (0.8%) の財政削減効果が得られ、PFI 手法 (BTO 方式) で実施した場合に削減効果が得られないという結果となった。(いずれも現在価値)

表 3-19 財政削減効果の算定結果(税抜)

項目		従来方式	DBO 方式	PFI 手法 (BTO 方式)
	交付金	3, 293, 938	3, 207, 487	2, 875, 257
	起債(元本)	4, 702, 726	4, 580, 000	4, 826, 364
○7井=九井  中  十八	起債(利息)	505, 543	492, 351	518, 834
①建設費割賦分 負担総額	一般財源+基金	2, 719, 701	2, 683, 909	1, 363, 635
<b>具担秘</b> 俄	SPC 借入(元本)	0	0	1, 451, 140
	SPC 借入(利息)	0	0	231, 237
	小計	11, 221, 908	10, 963, 747	11, 266, 467
②維持管理・運営	官費分等負担総額	6, 150, 274	4, 952, 145	4, 952, 145
③その他経費(コ	ンサルタントフィー)	0	182, 950	182, 950
歳出小計		17, 372, 182	16, 098, 842	16, 401, 562
④利用料金収入		-1, 090, 900	0	0
⑤交付金		-3, 293, 938	-3, 207, 487	-2, 875, 257
⑥区税収入(SPC	法人都民税より按分)	0	-3, 768	-3, 768
歳入小計		-4, 384, 838	-3, 211, 255	-2, 879, 025
公共負担総額(単純合計)		12, 987, 344	12, 887, 587	13, 522, 537
" (現在価値)		12, 671, 587	12, 571, 920	13, 142, 091
VFM(現在価値)		_	99, 667	-470, 504
VFM(現在価値)	(%)	_	0.8%	-3. 7%

※1: FV で比較。FV (Future Value) とは、将来の時点での価値であり、現在価値の反意 語。

※2: NPV で比較。NPV (Net Present Value) とは、複数年にわたる事業の経済的価値を 図るために、将来価値を一定の割引率で置き換えたもの。

## 4. 民間活力導入可能性の検証

#### 4.1 総合評価

### 4.1.1 定性評価

サウンディング型市場調査を含め前項までの検討結果を踏まえ、本事業で導入が想定される事業手法の定性的な評価を以降に示す。

#### (1) 項目別評価

#### 1) 区や区民ニーズへの柔軟な対応

従来手法では分割発注及び仕様発注であることから、区や区民ニーズを反映させやすい。従来手法以外の事業手法では民間事業者が要求水準及び提案に基づき事業を実施するため、要求水準において継続的な区及び区民ニーズの把握・反映を規定することで、区や区民ニーズへの柔軟な対応が可能となる。

#### 2) 施設整備への民間ノウハウの導入

施設整備から維持管理・運営までを包括的に実施する DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) では維持管理・運営段階を想定した設計の提案や効率的な工事・調達 等が可能となり、より合理的な施設整備やサービス水準の向上が期待できる。

#### 3) サービス水準の向上

民活手法では性能発注や業務の包括的な実施により民間事業者のノウハウ・創意 工夫の発揮や複数業務間の効率的実施が図られ、業務の効率化やサービス水準の向 上が期待できる。

#### 4) スポーツ機能と公園機能の一体的運営

DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) では維持管理・運営する企業が設計・建設企業とともに整備するため、より効率的、効果的な運営が期待できる。

#### 5) 地元企業の参画

施設整備から維持管理・運営までを包括的に実施する DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) においても、地元企業の参画を加点評価対象とする等発注条件を工夫 することで参画を促すことが可能となる。

#### 6) 区の防災拠点としての活用

「区の防災拠点としての活用」は DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) でも要求水 準書や指定管理者と締結する基本協定において明確に規定するほか、事業者と災害 時協力協定を締結することで、上用賀公園拡張事業基本計画 (案) に記載されてい る「導入を想定する防災機能」の内容について区が主導し、防災拠点としての利用 が可能であることを確認した。

なお、世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインにおいても、災害時の対応 として以下のとおり標準協定書に定めている。

(災害時における役割)

第25条 世田谷区地域防災計画に基づき、災害時において本施設を防災拠点として 設置した場合は、指定管理者は区の指示に従わなければならない。

#### (2) 定性評価のまとめ

サウンディング型市場調査の結果からは施設整備から維持管理・運営までを連携して実施できること、コスト削減の可能性などから、本事業の事業手法として DBO 方式・PFI 手法 (BTO 方式) が民間事業者から支持されていることが確認された。

定性評価では DBO 方式・PFI 手法(BTO 方式)が施設整備への民間ノウハウの導入、サービス水準の向上等の面で従来手法等と比較し優位であること、区や区民ニーズへの柔軟な対応や地元企業の参画については要求水準書や発注条件の規定等の工夫により、DBO 方式・PFI 手法(BTO 方式)における課題の解消が期待できることが確認された。

# 表 4-1 事業手法の定性評価<sup>※1</sup>

事業手法評価項目	従来手法 (スポーツ機能:指定管理、 公園機能:直営)	指定管理者制度 (スポーツ機能・公園機能 を一体的に管理運営)	P-PFI+指定管理者制度	DB+0 方式	DBO 方式	PFI 手法(BTO 方式)
意向反映	・分割発注及び仕様規定であることから、施設整備段階、維持管理・運営段階ともに区や区民の意向が反映させやすい。	・施設整備については従来 手法と同じ。 ・維持管理・運営段階における区・区民の意向反映には 指定管理者との協議が必 要であるが、継続的な意向 反映を要求水準にて前提 条件とすることで対応可 能。	・指定管理者制度と同じ。	・区・区民の意向反映には事業者との協議が必要であるが、設計段階での継続的な意向反映を要求水準にて前提条件とすることで対応可能。	・区・区民の意向反映には事業者との協議が必要であるが、設計段階・運営段階での継続的な意向反映を要求水準にて前提条件とすることで対応可能。	・DBO 方式と同じ。
民間ノウハウの導入施設整備費への	・公設のため、民間ノウハウの導入は限定的である。 ・DB 方式の採用により、設計・建設を一括発注することで、上記に示す分割発注のデメリットを解決できる場合がある。	<ul><li>一・従来手法と同じ。</li></ul>	・従来手法と同じ。	・施工者のノウハウや固有 技術を活用した合理的な 設計等が可能である。	・設計、施工、維持管理・運営業務の一括発注により、各業務における民間ノウハウの導入が可能である。 ・設計段階から維持管理・運営のノウハウを活かした計画が可能である。	・DBO 方式と同じ。
サービス水準の向上	・公営のため、民間ノウハウの導入は限定的である。	・維持管理・運営業務の効率 の実施が図られ、業務の効率 率化及びサービス水準の 向上が期待できる。	・指定管理者制度と同じ。 ©	指定管理者制度と同じ。	・業務の一括発注により複数業務間の効率的実施が図られ、業務の効率化及びサービス水準の一層の向上が期待できる。	・DBO 方式と同じ。
スポーツ機能と公園機能	・分割発注のため、効率的・効果的な運営は期待できない。	・維持管理・運営業務の効率 - 的・効果的な運営が期待で きる。	・指定管理者制度と同じ。 (	・指定管理者制度と同じ。	・実際に維持管理・運営する 企業が設計・建設企業とと もに施設を整備するため、 魅力のある運営方法が可 能であり、効率的・効果的 な運営が期待できる。	・DBO 方式と同じ。
地元企業の参画※2	・従来の事業手法のため、地 元企業の参画が期待でき る。	- ・従来手法と同じ。	・民間収益施設以外は従来手法と同じ。 ・民間収益施設については資金調達、経営ノウハウ等が必要となるため、参画可能性が限定的となる場合がある。	・民間収益施設以外は従来 手法と同じ。 ・民間収益施設については P-PFI+指定管理者制度と 同じ。	・SPC の組成や DBO に係る 一定の知識等が必要とな るため、参画障壁が高くな る。 ・ただし、地元企業の参画を 加点評価対象とすること で参加促進が可能。	・SPC の組成、PFI に係る知識等に加え、資金調達が必要となるため、参画障壁が高くなる。 ・ただし、地元企業の参画を加点評価対象とすることで参加促進が可能。

事業手法評価項目	従来手法 (スポーツ機能:指定管理、 公園機能:直営)	指定管理者制度 (スポーツ機能・公園機能 を一体的に管理運営)	P-PFI+指定管理者制度	DB+0 方式	DBO 方式	PFI 手法(BTO 方式)
災害拠点としての	・区主導で災害拠点としての利用が可能。	・事業者と災害協定を締結 することで、区が主導しつ つ事業者の協力を受け災 害拠点としての利用が可 能。	・指定管理者制度と同じ。	・指定管理者制度と同じ。	・指定管理者制度と同じ。	・指定管理者制度と同じ。

※1:◎:従来手法と比較して優位、○:"同程度

※2: 想定される参画形態: 代表企業: SPC への出資を行いコンソーシアムの代表となる企業、構成企業: SPC への出資を行う企業、協力企業: SPC への出資は行わず SPC から直接業務を請負または受注する企業

## 4.1.2 定量評価

従来手法や PFI 手法 (BTO 方式) と比較し、DBO 方式がコスト削減効果において優位であることが確認された。

## 4.2 検証結果

定性評価、定量評価の結果から、本事業の事業手法として DBO 方式が優位であることが確認された。

## 4.3 今後の課題

DBO 方式による事業者募集・選定に向け、建設業における働き方改革や計画地周辺環境に対する配慮などを踏まえたうえで、設計・工事スケジュールを調整する必要がある。

別紙3

上用賀公園拡張事業基本計画(案)について、以下のとおり文言を変更する。

## 変更前

## 「第5章 施設計画」

## 第3節 防災計画

1 導入を想定する防災機能

緊急輸送道路である世田谷通りに面し、広域避難場所として指定されていることを踏ま え、区の防災拠点としての機能や地域防災としての機能を確保します。

## 「第6章 事業計画」

## 第1節 概算事業費

本基本計画に記載されている内容を基に算出した概算事業費は以下の通り、総額約 120 億円を見込んでいます。

			ア和5年/月昇
項目	数量	単価	小計(税込)
①公園設計費	_	_	94 百万円
②公園整備費	26,860 m <sup>2</sup>	41.8 千円/㎡	1,123 百万円
③設計監理費(体育館)	_	_	263 百万円
④体育館建設費	13,300 m²	724 千円/㎡	9,629 百万円
⑤体育館土地造成費	4,140 m²	164 千円/㎡	679 百万円
合計(税込)			11,788 百万円

令和5年7月算出

- ※体育館建設費は、他自治体の類似構造の体育館の価格から、平米あたりの単価を算出しています。
- ※今後、本計画をふまえ設計を進める中で、工事費を精査します。
- ※PFI等の官民連携手法導入可能性調査により、経費の削減率を含め事業手法の優位性について検証します。
- ※公共施設のZEB化については、今後策定します「公共建築物ZEB指針」を踏まえ計画していくため、現時点では上記概算には含んでいません。
- ※残土物調査、撤去費用等については、現時点では上記概算には含んでいません。
- ※特定財源として、防災・安全交付金(都市公園等事業(防災に資する施設整備費の1/2))や特別区都市計画交付金(補助対象事業費から国費(防災・安全交付金)を除いた1/4程度)等を活用するなど、財源の確保に努めます。

## 第2節 事業手法

世田谷区公共施設等総合管理計画に基づき、公共性を担保しつつ、民間のノウハウや発想力を活用し、限られた財源で、施設機能・サービスの向上を図るため、PPP/PFI手法などの官民連携手法の導入の可能性について検討を進めています。令和元年度に実施した簡易なサウンディング調査では、本事業について、設計、建設、運営の一括発注及び性能発注による民間事業者のノウハウやアイディアを活かしたサービス水準の向上や経費面で一定のメリットが見込める結果でした。この結果等も踏まえ、検討にあたっては、以下のスキームを参考に、本事業の基本計画(素案)をもとに、民間事業者への詳細なサウンディング調査を実施し、区のスポーツ推進施策との整合を図りながら、事業手法について定性的、定量的な評価を行い、令和5年11月を目途に事業手法を決定します。

また、維持管理・運営業務については、民間事業者を指定管理者として指定し、利用料金制を導入して行うことを想定しています。民間収益施設については民間事業者の独立 採算により運営することを前提に検討しています。

## 第3節 事業スケジュール

上用賀公園拡張事業では、公園サービスの向上等を目的に官民連携による事業手法の導入 について検討を進めています。今後、民間事業者へのヒアリング等詳細な調査を実施し、導 入の可否を決定していきます。

また、当初、令和 10 年度以降の開設としていましたが、整備する規模の状況等から、令和 12 年度の工事完了をめざします。ただし、段階的に開設していくことも検討し、公園部分については令和 10 年度頃からの供用開始をめざします。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 以降
官民連携手法 の場合	基本計画策定事業手法確定		 事業者選定 <sup>達</sup> 	準備・公募		設計•	台	-	全体開設
従来手法 の場合			基本設	計実施	西設計	I	事	Z	開設

# 変更後

「第5章 施設計画」

#### 第3節 防災計画

1 導入を想定する防災機能

緊急輸送道路である世田谷通りに面し、広域避難場所として指定されていることを踏まえ、 区の防災拠点としての機能や地域防災としての機能を確保します。

なお、災害発生時には、施設予約及び施設利用を直ちに停止させ、事業者の役割を明確に し、区主導により、防災拠点としての機能を果たしていきます。

## 「第6章 事業計画」

## 第1節 整備費(概算)

本基本計画に記載されている内容を基に算出した整備費は以下の通り、総額約 120 億円 を見込んでいます。

令和5年7月算出

項目	数量	単価	小計(税込)
①公園設計費	_	1	94 百万円
②公園整備費	26,860 m²	41.8 千円/㎡	1,123 百万円
③設計監理費(体育館)	_		263 百万円
④体育館建設費	13,300 m²	724 千円/㎡	9,629 百万円
⑤体育館土地造成費	4,140 m²	164 千円/㎡	679 百万円
合計(税込)	11,788 百万円		

- ※体育館建設費は、他自治体の類似構造の体育館の価格から、平米あたりの単価を算出しています。
- ※公共施設のZEB化については、今後策定します「公共建築物ZEB指針」を踏まえ計画していくため、現時点では上記概算には含んでいません。
- ※残土物調査、撤去費用等については、現時点では上記概算には含んでいません。
- ※特定財源として、防災・安全交付金(都市公園等事業(防災に資する施設整備費の1/2))や特別区都市計画交付金(補助対象事業費から国費(防災・安全交付金)を除いた1/4程度)等を活用するなど、財源の確保に努めます。

#### 第2節 事業手法

世田谷区公共施設等総合管理計画に基づき、公共性を担保しつつ、民間のノウハウや発想力を活用し、限られた財源で、施設機能・サービスの向上を図るため、PPP/PFI手法などの官民連携手法の導入の可能性について検討を進めてきました。令和元年度に実施した簡易なサウンディング調査では、本事業について、設計、建設、運営の一括発注及び性能発注による民間事業者のノウハウやアイディアを活かしたサービス水準の向上や経費面で一定のメリットが見込める結果であったことから、検討にあたっては、想定される事業方式を以下のとおりとし、本事業の基本計画(素案)をもとに、民間事業者への詳細なサウンディング型市場調査を実施しました。本事業の事業手法として、定性的、定量的な評価等から、DBO方式とします。

#### ◆事業手法のイメージ



# ◆想定する主な事業手法

	資金調達	資金調達 設計・建設 維		民間収益施設 設置・運営	
従来手法	X	区	公園:区 スポーツ施設:区	_	
指定管理者制度	<u>K</u>	区	民間	_	
PFI 方式(BTO)	民間※	民間	民間	民間	
DBO 方式	区	民間	民間	民間	
指定管理者制度 +Park-PFI方式	区	区	民間	民間	

<sup>※</sup>整備費用の資金調達は民間事業者が自ら行い、その費用は事業期間中に平準化して区が支払う。

# 1 サウンディング型市場調査結果概要

# (1)調査事項

1. 官民連携事業の実績	体育館又は公園などの施設での官民連携手法による事業実績
2. 設計・建設業務に ついて	   設計・建設業務の削減率、設計・建設期間、想定する区内事業者の参画・活用方法 等
3. 維持管理・運営業 務について	維持管理・運営業務の削減率、災害発生時における行政への協力等の取り組み実績、想 定する区内事業者の参画・活用方法 等
4. 施設運営について	   想定する年間利用人数・利用料金収入、想定する自主事業・自主事業収入 等
5. 民間収益施設について	民間収益施設(体育館内・別棟)の運営可能性 等
6. Park-PFI 手法の導 入について	指定管理者制度+Park-PFIの実現可能性、Park-PFI手法により民間収益施設を設置する場合の想定する特定公園施設内容 等
7. 事業手法について	望ましい事業手法、SPC 設立に対する意向、事業期間、必要な提案書作成期間 等
8. 参画意向について	本事業への参画意向、参画する場合の想定する担当業務・組織形態等

# (2) アンケート調査 17 事業者 19 社から回答 (うち 2 事業者はグループで参加)

本事業への参画意向	積極的に参加したい(8事業者)、参加したい(8事業者)と回答者の9割以上が参 画意向を示している。
望ましい事業手法	PFI (13 事業者)、DBO (8 事業者)、従来(指定管理+Park-PFI) (7 事業者)、DB+0 (5 事業者)、従来(指定管理制度) (4 事業者)の順で多い。

## (3)ヒアリング調査16事業者18社から回答(うち2事業者はグループでの参加)

望ましい事業スキーム・事業範囲	<ul><li>・コスト縮減を前提とする場合には民活手法が望ましいとの意見が得られた。</li><li>・また上記の理由として、民活手法であれば建設工事の体制構築が可能(従来手法では困難)を挙げる参加者があった。</li><li>・収益事業の実施は必須ではなく任意とすることが望ましいとの意見が得られた。(特に体育館内の収益施設)</li></ul>
コスト縮減の可能性	・詳細な事業条件が示されないと具体的な回答は困難としたうえで、性能発注、提案の自由度の確保、運営の視点を反映した施設整備、人員配置要件の緩和等の条件が満たされる場合にはコスト縮減の可能性があるとの意見が得られた。
不調リスクを避ける 工夫	・事業者募集段階を含めた継続的な官民対話の実施、適切な予算や対価改定方法の 設定、提案の自由度の確保、提案書作成期間の確保等が意見として得られた。

## (4) 追加アンケート調査の実施

サウンディング型市場調査(アンケート調査、ヒアリング調査)を補足する目的で、事業者からの要望に対し、以下の区の考え方を示した上で追加調査を実施した。追加調査はアンケート調査に参加した事業者(17事業者19社)及び本事業に関心を有する事業者(1事業者)を対象とした。

事業者からの要望	区の考え方
① コスト縮減と事業の実現性を	高めるための条件
性能発注等による民間事業者提案の自由度	計画(案)に掲げている内容を最低限の条
の確保	件とし、施設整備にあたっては、東京都や
	区の設計基準に準じる。そのうえで、計画
	(案)上で規定されていない事項につい
	ては性能発注を行う。また、ほとんどの事
	業者が今後も区との対話を希望している
	ことから、要求水準書検討の際に随時、事
	業者と対話を行い、可能な限り提案の自
	由度の確保を行う。
民間事業者の任意による収益事業の実施(収	体育館内及び公園内でのレストラン等の
益施設の設置も含む)	設置については独立採算を想定して提案
	を受ける(実施は必須とする。ただし、体
	育館内での便益施設は、軽食・売店・自動
	販売機程度を可とすることを想定。)。ま
	た、体育館や公園などを利用して実施す
	る自主事業については、条例の規定を踏
	まえたうえで、要求水準書検討の際に随
	時、事業者と対話を行い、自主事業の考え
	方を整理する。

事業者からの要望	区の考え方
区が設定した施設利用料金上限により事業	既存のスポーツ施設の施設利用料を参考
者の採算が見込めない場合の区の負担	に、施設に係る維持管理・運営について
	は、利用料金収入及び指定管理料による
	実施を想定する。ただし、施設利用料につ
	いては、区が上限を定めたうえで、事業者
	が施設利用料の設定を可能とするのかど
	うか利用者の観点を踏まえて検討する。
物価の高騰等も含む適切な予算設定や対価	区の物価高騰対策や区の契約条件等と整
改定方法の設定	合性を図ることを前提に、検討する。
② 設計・建設段階での住民意見の	の反映を実施するための条件
要求水準書において、意見反映を行う範囲の	計画(案)の内容に影響を及ぼさない範囲
明示	で一定程度の意見反映については、区と
	調整したうえで反映させるものとする。
意見反映に伴うリスク(コスト増大やスケジ	上記の考え方に基づき、区がリスクを負
ュールの遅延等)を区が負担	うことは想定しない。
③ 運営業務の一部を他団体に行る	わせるための条件
当該団体が担う業務範囲の設定、責任区分・	公募の際は、選定事業者が他団体と連携
役割分担の明示、当該団体の入札への不参加	することを与条件とし、当該団体が担う
	業務範囲は財団や施設の性格などを踏ま
	え、必要最小限とする。

(5) 追加アンケート調査結果 18 事業者 20 社から回答(うち 2 事業者はグループでの参加)

## 区の考え方を踏まえ た本事業への参画意 向について

## 【DBO 方式を採用する場合】

- ・積極的に参加したい (11 事業者)、参加したい (4 事業者) と回答者の 8 割以上 が参画意向を示している一方、参加は難しい (2 事業者) との回答も得られた。 【PFI 手法 (BTO 方式)を採用する場合】
- ・積極的に参加したい(12事業者)、参加したい(5事業者)と回答した全事業者が参画意向を示している

## (6) 設計・建設に関する追加アンケート調査 建設事業者8事業者から回答

官民連携手法を導入した場合の工事スケジュールについて、建設業における働き方改革 や計画地周辺環境に対する配慮などを考慮すると、現時点での想定よりも余裕のある設計・ 建設期間が必要であるとの意見が得られました。

### 2 定性評価

## 【区や区民ニーズへの柔軟な対応】

従来手法では分割発注及び仕様発注であることから、区や区民ニーズが反映させやすいです。従来手法以外の事業手法では民間事業者が要求水準及び提案に基づき事業を実施するため、要求水準において継続的な区及び区民ニーズの把握・反映を基本計画の内容に影響を及ぼさない一定の範囲内で規定することで、区や区民ニーズへの柔軟な対応が可能となります。

## 【施設整備への民間ノウハウの導入】

施設整備から維持管理・運営までを包括的に実施する DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) では維持管理・運営段階を想定した設計の提案や効率的な工事・調達等が可能となり、より合理的な施設整備やサービス水準の向上が期待ます。

## 【サービス水準の向上】

民活手法では性能発注や業務の包括的な実施により民間事業者のノウハウ・創意工夫の発揮や複数業務間の効率的実施が図られ、業務の効率化やサービス水準の向上が期待できます。

## 【スポーツ機能と公園機能の効率的運営】

DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) では維持管理・運営する企業が設計・建設企業 とともに整備するため、より効率的、効果的な運営が期待できます。

#### 【地元企業の参画】

施設整備から維持管理・運営までを包括的に実施する DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) においても、地元企業の参画を加点評価対象とする等発注条件を工夫することで 参画を促すことが可能となります。

### 【区の防災拠点としての活用】

「区の防災拠点としての活用」は DBO 方式及び PFI 手法 (BTO 方式) でも要求水準書や指定管理者と締結する基本協定において明確に規定するほか、事業者と災害時協力協定を締結することで、上用賀公園拡張事業基本計画 (案) に記載されている「導入を想定する防災機能」の内容について区が主導し、防災拠点としての利用が可能であることを確認した。

なお、世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインにおいても、災害時の対応として以下のとおり標準協定書に定めている。

(災害時における役割)

第25条 世田谷区地域防災計画に基づき、災害時において本施設を防災拠点として設置した場合は、指定管理者は区の指示に従わなければならない。

## 3 定量評価

本基本計画案に示した概算事業費及び区内類似スポーツ施設の維持管理費等の参考に、 事業期間中の事業収支のシミュレーションを行い、DBO 方式または PFI 手法 (BTO 方式) で本事業を実施した場合の区の財政負担額を算出しました。なお、スポーツ施設の利用料 金収入については、従来手法と変わりないものとして設定しています。

# (1) 前提条件\*1

対象ケース	従来手法、DBO 方式	t、PFI 手法(BTO 方式)
	従来手法	設計・建設:7 年間(R6 年度~R12 年度) 維持管理・運営:20 年間
事業期間	DBO 方式 PFI 手法(BTO 方 式)	設計・建設:5 年間(R8 年度~R12 年度) 維持管理・運営:20 年間
	従来手法	初期投資費:10, 716, 365 千円 維持管理・運営費:300, 417 千円/年 想定利用料収入:54, 545 千円/年
事業費	DBO 方式 PFI 手法(BTO 方 式)	初期投資費:10,441,396 千円 維持管理・運営費:292,761 千円/年 (従来手法の事業費に削減率 <sup>※2</sup> を乗じて算定) 想定利用料収入:54,545 千円/年
資金調達(初期投資費)	従来手法	国費: 2,875,257 千円 都市計画交付金:418,681 千円 起債:4,702,726 千円 基金:1,272,728 千円 一般財源:1,446,973 千円
貝並調達(切別投員員) ※起債及び基金は、事業 費、国・都の補助金の状況、設計等の変更に伴い、	DBO 方式	国費:2,875,257千円 都市計画交付金:332,230千円 起債:4,580,000千円 基金:1,272,727千円 一般財源:1,381,182千円
変動する見込みである。	PFI 手法(BTO 方 式)	国費: 2,875,257 千円 都市計画交付金: 0 千円 起債: 4,826,364 千円 基金: 1,363,635 千円 ※一般財源相当分(1,376,140 千円)を民間事業者が資 金調達する
起債金利	1.0%	
民間調達金利	1.5% (PFI 手法 (	BTO 方式) において一般財源相当分を民間事業者が調達)
割引率	0.34%(現在価値化	とに使用)

※1:いずれも消費税抜きの金額

※2:サウンディング型市場調査において民間事業者から回答のあった削減率の平均値を用いた

## (2) VFM 算定結果

税抜 (千円)

項目		従来方式	DBO 方式	PFI 手法
				(BTO 方式)
	交付金	3, 293, 938	3, 207, 487	2, 875, 257
	起債(元本)	4, 702, 726	4, 580, 000	4, 826, 364
	起債 (利息)	505, 543	492, 351	518, 834
①建設費割賦分 負担総額	一般財源+基金	2, 719, 701	2, 683, 909	1, 363, 635
	SPC 借入(元本)	0	0	1, 451, 140
	SPC 借入(利息)	0	0	231, 237
	小計	11, 221, 908	10, 963, 747	11, 266, 467

②維持管理・運営費分等負担総額	6, 150, 274	4, 952, 145	4, 952, 145
③その他経費 (コンサルタントフィー)	0	182, 950	182, 950
歳出小計	17, 372, 182	16, 098, 842	16, 401, 562
④利用料金収入	-1, 090, 900	0	0
⑤交付金	-3, 293, 938	-3, 207, 487	-2, 875, 257
⑥区税収入(SPC 法人都民税より按分)	0	-3, 768	-3, 768
歳入小計	-4, 384, 838	-3, 211, 255	-2, 879, 025
公共負担総額 (単純合計)	12, 987, 344	12, 887, 587	13, 522, 537
" (現在価値)	12, 671, 587	12, 571, 920	13, 142, 091
VFM(現在価値)	_	99, 667	-470, 504
VFM (現在価値) (%)	_	0.8%	-3. 7%

## (3) 定量評価

VFM 算定の前提条件の事業費を VFM (現在価値) に換算した公共財政負担額と比較することにより、従来方式と比べ、DBO 方式で実施した場合には 99,667 千円 (0.8%) の削減効果を得られることを確認できました。なお、PFI 手法 (BTO 方式) では、削減効果は得られなかったことを確認できました。

※ VFM (Value For Money) …「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」という。

## 4 事業手法の選定

定性評価及び定量評価からは、DBO 方式の優位性が確認できました。また、サウンディング型市場調査で、事業推進にあたり、事業者からの懸念について、区の考え方を示し、改めて本事業の参画意向を聞いたところ、大半の事業者から、PFI 手法(BTO 方式)またはDBO 方式が望ましいとの回答を得ています。

区ではこの調査結果をもとに、施設や機能の確保など施設の充実や区民にとってより魅力的な公園・スポーツ施設となるよう、事業者のノウハウを十分活かせるなど以下の視点に基づき検討した結果、本事業の事業方式としてDBO方式とします。

- ○施設の運営を見越した施設整備への民間ノウハウの導入
- ○民間ノウハウを活かした利用者のサービス水準の向上
- ○スポーツ機能と公園機能の一体的運営
- ○区民ニーズへの柔軟な対応
- ○地元企業の参画
- ○区の防災拠点としての運営事業者と区の役割分担
- ○定量評価による削減効果

# 第3節 事業スケジュール

令和11年度の公園部分の一部開設、令和13年度に体育館を含めた全体の開設をめざし、 令和5年度から事業者選定準備に取組み、令和7年度から事業者の公募、選定を実施し、令 和8年度内には事業を開始する予定です。

	令和5年度	令和6年度	令和7	'年度	令和8年周	专令和9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度以降
事業 スケジュール	基本計画策定事業手法確定	事業者 選定準備		2	業者、業務	設計	• 工事	部開設		全体開設

# PPP 等導入決定から事業終了までのフロー

# PPP 事業等審査委員会 (実施方針等や事業者選定の審議等)

実施方針(案)の策定及び公表

業者の募集や選定、官民の役割分担など を明らかにした実施方針(案)を策定し 公表する。併せて、区が最低限満たさな ければならないサービス水準を示した要 求水準書(案)を策定し、公表する。

○PFⅠ法に準じて、事業の内容、民間事

- ① PPP事業等審査委員会による審議(以降、 都度開催)
- ② 実施方針の策定の見通しの公表
- ③ 公平性、透明性に配慮した、早い段階での 実施方針の策定
- ⑤実施方針の公表、説明会の開催
- ⑥要求水準書(案)の策定、公表
- ⑦質問の受付、回答
- ⑧民間事業者との対話等

○民間事業者からの意見も踏まえ、VFM 評価を行った結果、PFI で実施することが 適切と認められる場合、特定事業の選定 を行い公表する。

① 特定事業の評価

・定量評価の原則と、これが困難な場合の客 観性を確保した定性評価

②特定事業の選定・公表

- ○「選定事業」について、民間事業者から 事業提案を公募する。競争性、手続きの 透明性、事業者選定における評価基準の 客観性を確保しながら、優先交渉権を選 定し、公表する。
- ① 入札説明書、募集要項、要求水準書等の策 定
- ② 民間事業者の募集等
- ③ 説明会、質問の受付、回答
- ④ 入札参加資格審査
- ⑤ 提案の審査、落札者の選定
- ⑥ 選定結果の公表

# 特定事業の評価、選定、公表

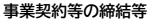


○債務負担行為の設定

事業者の募集、評価・選定、公表

# 議決

〇公の施設の設置管理 条例





- ○事業契約の締結
- ○指定管理者の指定
- ○官民の責任とリスク分担、事業終了時の 取り扱いなどの権利義務、区の関与の仕 方などを具体的かつ明確に取り決め、契 約を締結する
- ①基本協定の締結
- ②契約交渉
- ③仮契約の締結
- ④事業契約の締結、公表

## 事業の実施とモニタリング

- ○民間事業者が設計、建設、運営といった一 連の事業を進めていく中で、区はモニタリ ング基本計画に基づき、事業の監視(モニ タリング)を行う。事業者の提供するサー ビスが契約で定められた水準を満たさない 場合、民間事業者への必要な措置を行う。
- ①事業契約等に従った事業の実施
- ②提供される公共サービスのモニタリング
- ③モニタリング結果の公表
- ④サービス対価の支払い (結果の反映)

## 事業の終了

○契約に基づく事業の終了に伴い、終了手続 を行う。あわせて、事業継続の可能性を検 討する。